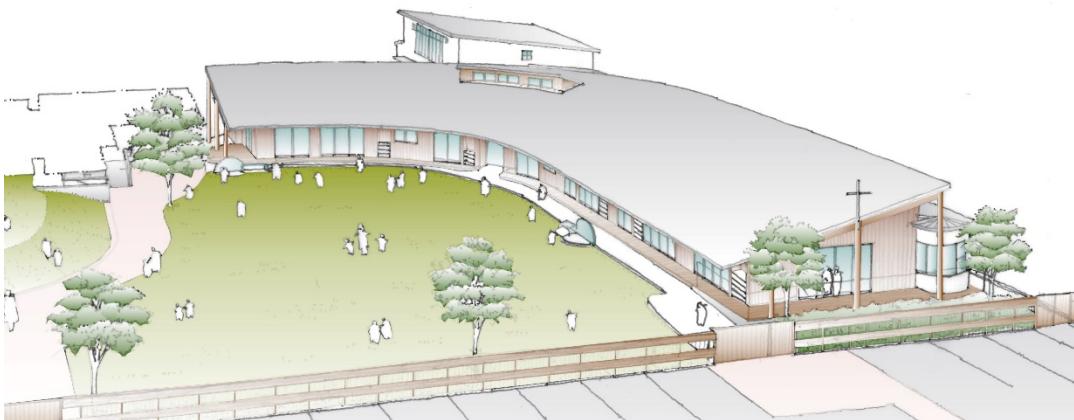


2025年度 園生活のしおり (重要事項説明書)



幼保連携認定こども園とさかね幼稚園

〒283-0802

千葉県東金市東金1391番地2

☎0475-52-2733

📠0475-52-0655
ホームページ



もくじ

| | |
|--|--------|
| ◎学校法人東金教会学園について | 1 ページ |
| ◎教会学校・主日礼拝について | |
| ◎保育理念・保育目標・保育方針 | 2 ページ |
| ◎園の概要 | 3 |
| 1. 施設の概要 | |
| 2. 機能別概要 | |
| 3. 事業内容、苦情解決委員会、保護者と教師の会（PTA） | 4 ページ |
| ◎園生活について | 6 ページ |
| 1. 教育・保育給付認定について | |
| 2. 繼続・退園について | |
| 3. 保育時間・利用について | 7 ページ |
| 4. 各種保育について（早朝保育、預かり保育、延長保育、土曜日保育） | |
| 5. 一日の流れ | 9 ページ |
| 1. 0歳児について 2. 以上児（3歳児～5歳児）自由保育について | |
| ◎保育料について | 12 ページ |
| 1. 保育時間と保育料金 2. 給食費について 3. 保護者にご負担いただくもの | |
| 4. 納入について | 14 ページ |
| 5. 認定別保育料等 | 15 ページ |
| ◎主な行事（保護者の方にもご参加いただく行事） | 16 ページ |
| ◎家庭との連携・情報発信 | 17 ページ |
| ◎子育て支援制度について | 19 ページ |
| ◎給食について | 21 ページ |
| ◎服装について | 21 ページ |
| ①園生活に必要な物もの（0～2歳児） | 22 ページ |
| ②園生活に必要な物もの（3～5歳児） | |
| ◎体操教室について | 27 ページ |
| ◎安全について | 28 ページ |
| ◎防災気象情報等に応じたこども園の対応について | 29 ページ |

| | |
|-------------------|------------|
| ◎個人情報の取り扱い | 30ページ |
| ◎児童虐待防止の措置 | ◎園生活に必要なもの |
| ◎健康・衛生について | 31ページ |
| ◎子育て支援制度について | |
| ◎登園停止の疾患について | 33ページ |
| ◎登園するかどうか迷う症状について | 35ページ |
| ◎検温の方法 | 36ページ |
| ◎汚れた物の処理について | |
| ◎ご自宅での衣類の消毒について | 37ページ |
| ◎園における与薬について | 38ページ |
| ◎コピー用資料・様式集 | 39ページ |
| ジ以下 | |

◎学校法人東金教会学園について

東金教会は、米国福音宣教により、1889年に東金の地に創立し、市川為四郎先生が初代牧師として就任いたしました。

幼児教育の一環として、1918年9月25日、東金教会付属東金幼稚園を設立。現存する幼稚園では千葉県下において3番目に歴史のある幼稚園です。

1944年、戦争激化に伴い幼稚園を一時休園しました。当時、九十九里沖より米軍が侵攻してくると信じられており、東金高校に一般軍人が駐屯し、東金教会に医務班が駐留するようにもなりましたが、1952年に、ときがね幼稚園として再開を果たしました。

1992年に教会堂・園舎を新築し、1993年には、学校法人東金教会学園を設立し、2015年4月にはときがね保育園を開設しました。

そして、2024年4月より、ときがね幼稚園とときがね保育園は、幼保連携型認定こども園ときがね幼稚園に移行し、これからも東金の地にあって、イエス・キリストの愛を、子どもたちに伝えて参ります。

◎教会学校・主日礼拝について

①日曜日の9時15分より、9時45分まで、日本キリスト教団東金教会で礼拝をおこなっています。子どもと大人が一緒に守る礼拝です。園児も小学生も保護者の皆さんも、ぜひ教会へおいでください。聖書、讃美歌なども備えてあります。

②10時30分より11時30分まで主日礼拝が行われます。大人を中心とした礼拝です。こちらの礼拝にもどなたでもおいでください。

◎主の祈り

天にまします我らの父よ。
願わくは御名をあがめさせたまえ。

御国を来たらせたまえ。

みこころの天になるごとく、地にもなさせたまえ。

我らの日用の糧を今日も与えたまえ。

我らに罪を犯すものを我らが赦すごとく、我らの罪をも赦したまえ。

我らを試みにあわせず、惡より救いましたまえ。

国と力と栄えとは、限りなく汝（なんじ）のものなればなり。

アーメン。

東金教会ホームページ



◎保育理念・保育目標・保育方針

＜保育理念＞

キリスト教の愛の精神を基礎とし、子どもが自ら生きる力を高め、豊かな個性を育みながら、共に生きることを喜びとする保育を目指します。

＜保育方針＞

- ・喜んで生きる子ども
- ・自分と友だちを愛する子ども
- ・心を動かす子ども

＜保育目標＞

・一人ひとりを大切にする保育

子どもは自分が愛され受け入れられると感じた時、心が安定し、主体的にのびのびと活動することができます。保育者は一人ひとりの発達段階を丁寧にみつめ、その個性と人格を大切にします。

・目に見えないものを大切にする保育

目に見えないけれども大事なことがあります。「信じる心」「思いやり」「希望をもつこと」。私たちに命を与えてくださっている神さまを感じる日々を過ごします。

・遊びを大切にする保育

乳幼児期の生活は遊びそのものです。子どもは遊びの中から全てのことを学んでいきます。

・絵本の読み聞かせを大切にする保育

絵本の「絵」と「ことば」には力があり、いのちがあります。その力といのちは、子どもたちの育ちの中で、豊かな感性と想像力を養い、想像力を培っていきます。毎日の読み聞かせを通して、本に親しむ基礎を作ります。

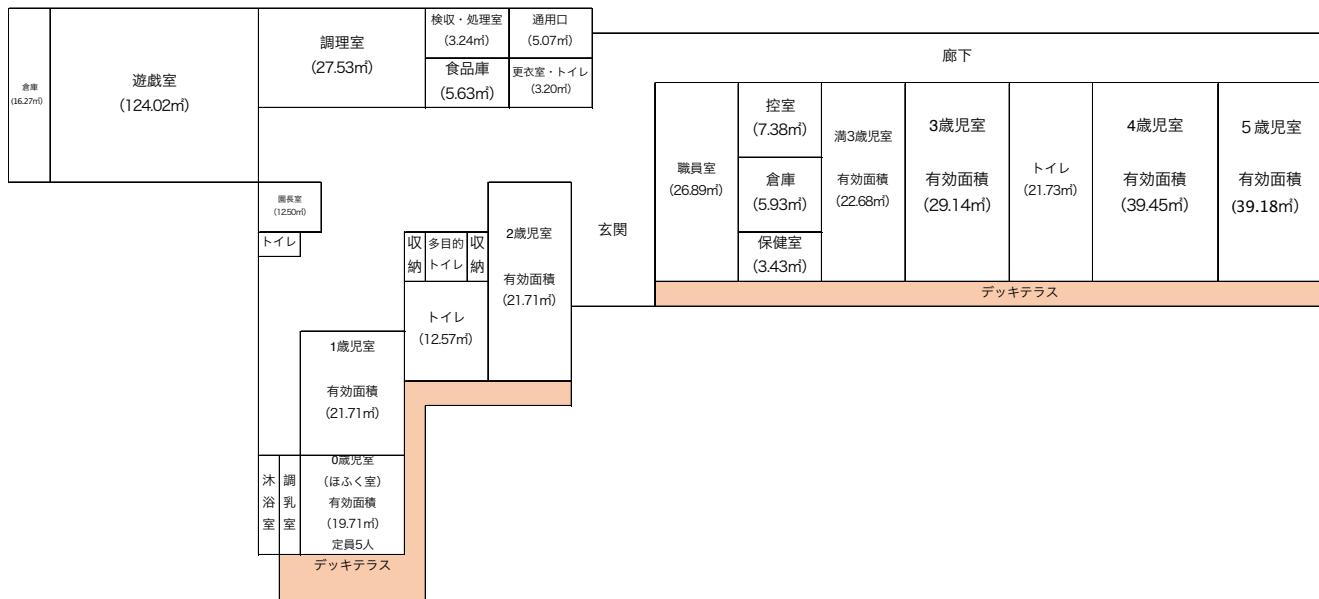
・地域のすべての子どもとその家庭と共に

全ての子育て家庭が支援の対象です。在園児だけでなく、在宅で子育てをしている家庭が、安心して集うことのできる子育て支援事業を展開します。

◎園の概要

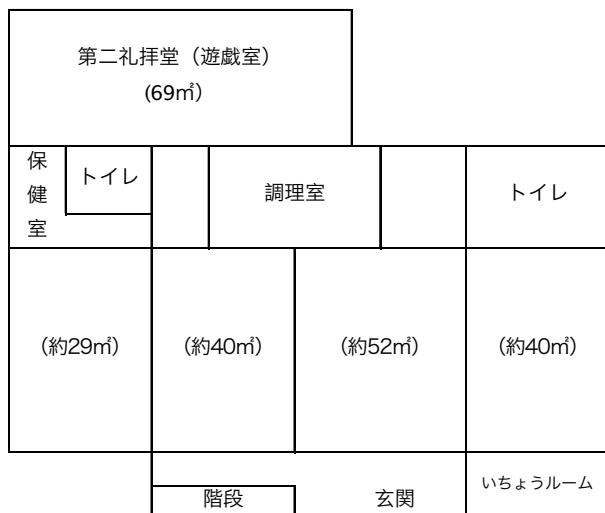
1. 施設の概要

①新園舎



②旧園舎

<1階>



<2階>



*旧園舎では、子育て支援拠点事業を行っています。地域の子育てに活用しています。

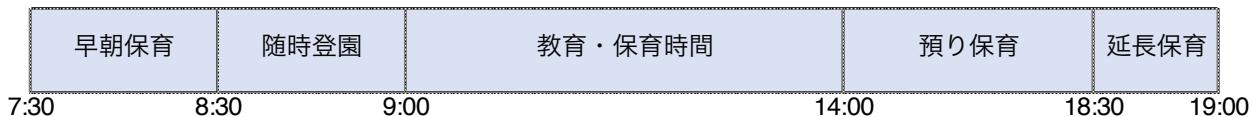
詳しくは、〇〇ページの「子育て支援制度について」をご参照ください。

2. 機能別概要

| | | | |
|----|------|------|--|
| | | 3号認定 | |
| 定員 | クラス名 | | |

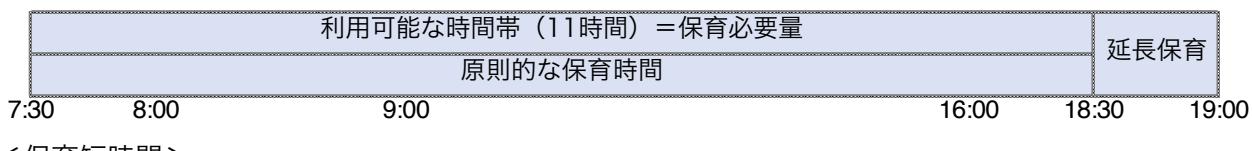
| | | |
|----------------------|--------------------------------------|---|
| クラス編成 定員数 対象年齢 | 5名 | ひばり (0歳児：満6ヶ月) |
| | 9名 | ひよこ (1歳児) |
| | 10名 | こどり (2歳児) |
| 1号認定 | | 2号認定 |
| クラス名 (年齢) 定員 | 定員 | クラス名 (年齢) 定員 |
| こうさぎ (満3歳) 4名 | 1号4名 | |
| うさぎ (3歳児) 7名 | 1・2号計19名 | うさぎ (3歳児) 12名 |
| はと (4歳児) 7名 | 1・2号計19名 | はと (4歳児) 12名 |
| ひつじ (5歳児) 7名 | 1・2号計19名 | ひつじ (5歳児) 12名 |
| 全園児数 (募集定員) 85名 | | |
| 休園日 | 土、日曜日・国民の休日、夏・冬・春の長期休み、創立記念日 (10月1日) | 日曜日・国民の休日、年末年始 (12月29日～1月3日) 創立記念日 (10月1日) |
| 早朝保育時間 | 7時30分～8時30分 *有料 | 7時30分～8時 *短時間は有料 |
| 保育時間 | 9時～14時 | 標準時間 7時30分～18時30分 短時間 8時～16時 |
| 預かり保育 | 月～金：14時～18時30分 *有料 | 16時～18時30分 *短時間は有料 |
| 延長保育 | 18時30分～19時 *有料 | |

① 1号認定 (幼稚園的な利用)

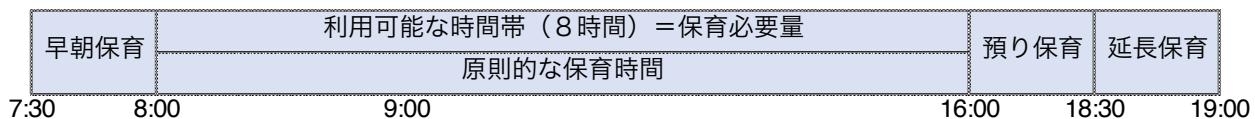


② 2・3号認定 (保育所的な利用)

<保育標準時間>



<保育短時間>



<事業内容>

- ・乳幼児保育、預かり保育（1号認定）、延長保育、子育て支援拠点事業、一時預かり保育事業、児童発達支援、幼保連研修、園内研修、その他（食育、避難訓練、交通安全指導等）

<職員体制>

| | | | | | |
|-------|--------|-----------|----------|--------|--------|
| 園長：1名 | 副園長：1名 | 主幹保育教諭：1名 | 保育教諭：10名 | 栄養士：1名 | 調理員：1名 |
|-------|--------|-----------|----------|--------|--------|

*上記は最低基準の予定人員となるため、法令の最低基準以上の職員を常に配置していきます。

<参考：2025年度職員体制見込み>

| | | | | | |
|---------|--------|-----------|----------|--------|--------|
| 園長：1名 | 副園長：1名 | 主幹保育教諭：2名 | 保育教諭：14名 | 栄養士：1名 | 調理員：3名 |
| 保育補助：4名 | | | | | |

<苦情解決委員会>

*園の保育や運営に対するご意見や相談は、遠慮なく園長や主任保育教諭までお話しください。

①受付担当：主幹保育教諭

②解決責任者：園長 園長携帯 → ☎090-6446-5603

・保護者と教師の会（PTA）

*「保護者と教師の会会則」により運営されます。役員の皆様には、年に数回の役員会に出席していただきます。行事等のお手伝い（廃品回収、運動会、バザー）についてはできるだけ負担のないように活動を行っていきますので、お子さんの楽しい園生活のためにご協力ください。

◎園生活について

1. 教育・保育給付認定について(支給認定)

認定こども園は、保育利用についての申請や手続きは各自治体と連携して行います。

①住民登録をしている市町村で1号、2号(3～5歳児)、3号(0～2歳児)いずれかの認定を受け保育を利用することになります。

②2号、3号認定には、利用時間により「標準時間保育」と「短時間保育」があります。

③認定を受ける際は、所定の書類に家庭や就労状況などを記入し申請していただきます。

④以下の場合は各種手続きが必要となりますので、速やかに園へお知らせください。手続きに必要な書類をお渡しします。事務手続きに数日を要するため、記入しましたら適用する月の前月15日までに園へ提出してください。適用は1日付で月途中からの変更はできません。

- ・就労が決まった、就労を辞めたとき
- ・勤務先、勤務時間が変わったとき
- ・育児休業を取得した、育児休業終了し仕事に復帰した
- ・家族構成や住所が変わったとき
- ・市外へ転出し、引き続き当園の利用を希望したい場合は、速やかに園へお知らせください。

2. 継続・退園

<保育園利用に当たって>

「園生活のしおり(重要事項説明書)」の内容を理解し、利用契約書に署名捺印した上での利用となります。

<継続>

①在園中、年度毎に継続利用の有無を確認します。

②園へ「継続申込書」、市町村と園へ次年度の申し込みに必要な書類を提出していただきます。

③「園生活しおり(重要事項説明書)」は、年度毎に見直し変更することがありますので、受け取りましたら必ずお読みになり、ご確認ください。

<退園>

*退園する場合は、園へお知らせください。園へ「退園届」を提出していただき手続きをします。

3. 保育時間・利用について

- ①7時30分～18時30分(延長保育利用は19時まで)の開園時間の中で、家庭状況や保護者の就労状況により、お子さんが保育を必要とする時間でご利用ください。
- ②0～2歳児新入園のお子さんは、入園当初の数日間は「慣らし保育」があります。また、3歳以上の新入園児にも園児の状況によって「慣らし保育」をお願いする場合があります。また、集団生活が初めてのお子さん、転園や2歳児から3歳児へ進級するお子さんについても、過ごす環境が変わりますので可能な限りご協力ください。
- お子さんが安心して、新しい環境に慣れるよう、「慣らし保育」として短時間からの利用にご協力ください。
- ③入園礼拝後の預かり保育はありません。また、入園礼拝の日の土曜預かりもありません。
- ④クリスマス祝会の日は、保育はありません（東金文化会館で祝会をいたします）。
- ⑤3月31日は、次年度準備のため保育時間は12時30分までとなります（土・日曜日の場合は、金曜日）。
- ⑥お子さんと保護者が参加する行事終了後は、お子さんと一緒に降園するご協力をお願いします。
- ⑦その他、保育時間に変更がありましたら、「コドモン」アプリやお便りたよりでお知らせします。

4. 各種保育

<早朝保育>

- ・保護者の出勤時間に合わせて受け入れています。
- ・早朝保育料金：

| | 月単位利用（月額） | | | | | | 臨時利用 |
|-----|-----------|------------|----------|----------|---------|-----|---------|
| 平日 | 1号 | 1,000円/60分 | 2・3号：短時間 | 500円/30分 | 2・3号：標準 | 無償化 | 50円/30分 |
| 土曜日 | 1号 | 200円/60分 | 2・3号：短時間 | 100円/30分 | 2・3号：標準 | 無償化 | |

*臨時利用の場合は、現金でお渡しください。

<預かり保育>

- ①ご家族の就労などのため、保育を必要とするお子さんの利用となります。なお、保護者のリフレッシュのための利用は、市立認定こども園同様、月4回を上限とします（ただし、土曜日には利用できません）。
- ②1号認定でご家族の就労等により利用を希望する場合は園へご相談ください。職員配置等によりお預かりできない場合がありますのでご理解ください。
- ③特に、お盆、年末年始期間は利用するお子さんが少数のため、事前に利用調査をさせていただきます。
- ④保育者配置の都合により合同保育となります。迎えは合同保育をしているクラスへお越しください。
- ⑤1号認定で、東金市より新2号認定を受けている方は、月額上限11,300円（ただし、利用日数に応じて月額の上限額は変動します。450円×利用日数）の補助が受けられます。
- ⑥長期休み中（春・夏・冬）も、14時～16時、16時～18時30分の預り保育料は、それぞれ1回500円です。

| 支給認定 | 1号認定 | 2号・3号認定（短時間） | 2号・3号認定（標準） |
|---------------------------|--------------------------|---------------------------------------|-------------|
| 14時～16時 | 有料（1回500円） | 無償 | 無償 |
| 16時～18時30分 | 有料（1回500円） | 有料（1回500円） | |
| 長期休み中（春・夏・冬） 9時～14時00分 | 有料 (1回600円) ＊別途給食費 | 8時～16時：無償 16時～18時30分 有料（1回500円） | |

<延長保育>

- ①18時30分を過ぎる迎えの場合は延長保育扱いとなります。打刻の際にご確認ください。延長保育料は、1回500円となります。
- ②土曜日保育、年度当初、お盆や年末年始期間、年度末、他園行事等の都合で延長保育なしの日があります。
- ③18時30分までの迎えにご協力ください。延長保育なしの日は、カレンダーや「年間行事予定表」でご確認ください。
- ④特別な事情（交通渋滞や事故等含）で19時までの迎えに間に合わない場合は、必ず園までご連絡ください。その場合、30分毎に1,000円の特別料金をいただきます。

<土曜日保育>

- ①ご家族の就労のため、保育を必要とするお子さんに限らせていただきます。保護者のリフレッシュのための利用は、土曜日は実施しません。土曜日就労等のため、保育を必要とするお子さんに限らせていただきます。
- ②土曜日保育利用登録をしている方は、利用する前月にコドモン保護者アプリのアンケートで利用の有無を回答してください。
- ③月～金でご家族の仕事が休みの場合は、土曜日利用分代替としてご家庭で過ごす、早い迎えで利用するなど、お子さんの生活が整えられるようご協力を願います。また、利用人数が大きく減少するため最小の保育者配置となっています。そのため、生活の様子や健康面を考慮した上で、利用についてご希望に添えないことがあることをご理解ください。
- ④利用希望日が欠席となる場合は、分かった時点でお知らせください。
- ⑤保育時間は7時30分～16時で、延長保育はありません。
- ⑥昼食はお弁当となります。お子様にお持たせください。0歳児クラスに関しては、満1歳で普通食のお

弁当が食べれるようになってから、お預かりいたします。
⑦入園礼拝・卒園礼拝（土曜日）の日は、土曜預かり保育はありません。

5. 一日の流れ

①0～2歳児は、ゆったりした時間の流れの中で、遊び、食事、午睡など個別の生活リズムを大切にしながら過ごします。

②3～5歳児は、動と静の活動をバランスよく取り入れながら、見通しをもって自分で意欲的に生活する姿をめざします。

| 時間 | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 時間 | 3～5歳児 |
|-------|--|---------------------------------|------|----------------------------|--|
| 7：30 | 順次当園 受け入れ、視診（検温）、あそび | 順次当園 受け入れ、視診、 あそび | | 7：30 | 早朝保育（希望者） |
| 10：00 | 礼拝 午前睡（必要に応じて） 授乳（必要に応じて） | | 水分補給 | 8：30 9：00 10：00 0 | 順次当園、視診、身支度 あそび＊課外活動など 礼拝 クラス活動＊ミーティング等 |
| 10：30 | あそび 離乳食、授乳 昼食 | 昼食 | | 11：30 | 昼食 |
| 11：00 | 午睡 | 午睡 | | 0 | ミーティング（絵本読み聞かせ） |
| 12：30 | あそび（個別対応） おやつ | あそび（個別対応） おやつ | | 13：05 14：00 | 1号児降園（お迎え） あそび・（午睡は個別対応） おやつ |
| 15：00 | あそび ～順次降園（短時間） 順次降園（標準）～ 延長保育 | ～順次降園（短時間） 順次降園（標準）～ 延長保育 | | 15：00 0 16：00 0 | あそび ～順次降園（短時間） 順次降園（標準）～ 延長保育 |
| 16：00 | | | | 16：00 0 | |
| 18：30 | | | | 18：30 0 | |
| 19：00 | | | | 19：00 0 | |

*季節により、水（小川）遊び、どろんこ遊びなどを予定しております。

*誕生日会は、9時45分から始まります。

1. 0歳児（満6ヶ月）について

①園での給食について

- ・0歳児のお子様は、3回食になってから離乳食の提供をいたします。
- ・2回食のお子様はミルクのみとなります。
- ・パン給食の日は、パンが食べれるようになるまで別の食事を提供します。

②満1歳児になるまで、子どもの状況を見ながら保育時間を相談させていただきます。

2. 以上児（3歳児～5歳児）自由保育について

保育室にて、5つの環境を整え、子どもが自発的に遊べる保育を並行的に行います。

1. 構成する環境

①操作・練習遊び：

操作・練習遊びとは、いろいろな素材、道具を見て、触って、接合したり、回転させたり、はめたりちぎったりと、素材・道具を操作することを繰り返し練習する遊びのことを言います。その行為自体が目的となる遊びです。子どもは、机の上などで集中して、一つの作業に没頭する時間も欲しています。操作・練習遊びは、繰り返し遊ぶことで手の機能が発達するだけでなく、さまざまな道具を単体、あるいは組み合わせることによって、構成（構造）遊びにつながっていきます。（紐通し、編み物各種、3Dジオシェイプス）

②構成（構造）遊び：

構成（構造）遊びとは、構築することで、この遊びによって子どものつくりたいという欲求が培われます。代表例が積み木などで、子どもが自分のさまざまな体験を形として構築して実現することで、記憶力、想像力、問題解決、美的感覚、観察力、器用さなどが発達していきます。つくりあげることによって、成功の喜び、空間認識、空間関係の知識も習得することができます。

＜参考：積み木遊びの7段階＞

1. 規則的に並べる、規則的に積む 2. 複雑に積んだり、並べたりして、出来上がったものに名前を付ける 3. レンガ積みができる、いくつもレンガを積み上げる（高さはまだない） 4. レンガ積みで高く積み上げる（タワーなどを作る） 5. 高い建物、大きな建物をいろいろつくって構造物の群を作る 6. 高さを求めず、平面に戻る。つくるものの質そのものにこだわり始める（建物の中にあるリビングなど、本来外から見えない部分を細かく再現する）。 7. 曲線をつくるなど、高度な技術が求められます。

③役割遊び：

役割遊びは、役を演じることで成り立つ遊びで、大人の模倣から始まります。模倣遊び、世話遊び、レストラン、病院ごっこなどがあります。子どもは自分にとって大切な人、つまり両親や保育者をモデルにすることが多く、大切なふるまいや行動を模倣するだけでなく、その人に同化して、感情や言葉をも模倣します。

子どもは、まず、お母さんの模倣をします。しかし、そこに人形がないとこの遊びは始まりません。そして父の模倣はいろいろな職業の模倣となっていきます。自分が家庭や地域や幼稚園で体験した、いろいろな楽しかった出来事を再現して遊ぶことが大きな喜びになっていきます。

役割遊びは、乳児期の体験を再現すること（世話遊びなど）から始まりますが、幼児期になると、子どもは体験したことの再現だけでなく、未知の体験の役割を理解し、遊べるように努力します。役割遊びは人格のすべての面、技能の発達、知識の獲得に向けて練習することを可能にするのです。そして、人と社会にあるものを関連づけて考えるようになり、社会に適応する態度、習慣、言葉を獲得していきます。

④ルールのある遊び：

ルールのある遊びとは、ルールを守ることによって楽しく遊べる遊びで、主にゲーム類などがあげられる。こういった集団遊びのなかで、意志力、自己規律、仲間関係の強化、連絡の体験をすることで、子

どもの社会化を促します。

園という集団で生活する場でも、そして園を出た社会生活のなかでもさまざまなルールがあり、子どもたちは成長するなかでそのルールを守ることを受け入れられるようにならなくてはなりません。

子どもは、遊びのなかのルールに接し、ルールを守ることで遊びがより楽しくなるという経験を通して、生活のなかでもルールを守ることが自分の喜びに、そして相手の喜びにつながっていくことを理解していきます。遊びを通して、ルールを理解し、守ることによって集団で遊ぶことが可能になり、楽しく遊べるのだということをわかっていくのです。遊びのなかのルールを考えたとき、ルールを守ることで喜びを得られる遊びは、いわゆるゲーム類の遊びに限らず、すべての遊びにルールの要素があることがわかります。買う人と売る人のルールを守らなければレストランなどの遊びは成立しませんし、積木遊びのなかでも、お互いの作業のルールを守らなければつくりたいものを完成させることはできません。また、自分なりにルールを設定しながら、自分の体験を再現していくことに意義があります。

＜参考：ルールのある遊びの発達段階＞

【2歳後半～】

まだルールを理解したり、順番を待ったりするのが難しく、自己中心的なところがあるので、能力によって勝敗が決まるようなゲームは不適切な発達段階です。年齢や個人の能力に関係なく、偶然に勝負が決まる組合わせなどのものが良いです。

【4歳～】

この頃は個人の能力にも差が出てきます。順番がわかる、遊びそのもののルールが分かる、集中できる、器用に手先が動かせるようになります。ゲームの始まりと終わりの流れを楽しんだり、そこで起こった葛藤をどう乗り越えるか、そして待つということを体験していきます。

【5歳～】

年齢に合ったほとんどのゲーム遊びのルールを理解でき、スムーズにゲームを進行することができます。時には、小さい子どものために、やさしいルールにつくりかえたり、新しいルールを取り入れるなど、自分たちでルールを作って遊べるようになります。

⑤絵画・工作：

絵画・工作とは、描く、つくるという作業自体を目的とした遊びです。自分たちで他の遊びで使う道具を作ったり、直したりすることも子どもたちにとっては、絵画・工作遊びの一つと言えます。作りたいものをつくる、描きたいものを描くことで子どもが自信をもつようになる。

素材の数だけ絵画・工作遊びの数があります。これは、すべての遊びに共通するが、その数多くの素材

(粘土、絵の具、クレヨン、マジック、クレパス、画用紙、版画、木の実などの自然のもの) のなかから、子どもが自分で選んで遊びを始め、進行させるということが大切になります。とくに、乳児の段階では「自分でする」、幼児の段階ではするために「自分で選ぶ」ということを意識することが大切です。

絵画・工作遊びのなかで育つ社会性には、道具の使い方を学ぶことや、机の上の汚れをきれいにする、他の人が気持ちよくその道具を使うことができるよう後片付けできるようになるといったことがあります。そのことを保育者は意識して保育しています。自分で選び、自分で遊んで、自分で片づけるという習慣を身につけることは、他の遊びにおいても求められる社会性の一つです。子どもが描いた絵、作った作品は、その子どもにとっては宝物です。上手下手はもちろん、テーマ性なども評価されるべきものではありません。子どもが自分の世界を素直に表現できることが大切です。

◎保育料について

1. 保育時間と保育料金

| 支給認定 | | 7：30～8：30 (早朝預かり) | 8：30～ 14：00 | 14：00～ 16：00 | 16：00～18： 30 | 18：30～19： 00 |
|-------|-------------------------------|-----------------------------------|------------------------|-----------------|--------------------|-----------------------------|
| 1号 | 月～金 | 早朝保育料 (月額制あり) | 保育料(無償) | 1回500円 | 1回500円 | 延長保育： 1回500円 |
| | 土 | 早朝保育料 | 1,200円 | | | |
| | 長期休み期間 (月～金) | 月額1,000円 (60分) | 600円(別途 給食費400) | 1回500円 | 1回500円 | 延長保育： 1回500円 |
| 支給認定 | | 7：30～8：00 | 8：00～16：00 | | 16：00～18： 30 | 18：30～19： 00 |
| 2号・3号 | 月～土 保育短時間 (8：00～16：00) | 早朝保育料 (月額制あり) | 保育料 (2号無償、3号自治体が決定) | | 500円 ＊土曜日は16時まで | 延長保育 500円 ＊土曜日はなし |
| | 月～土 保育標準時間 (7：30～18：30) | 保育料(2号無償・3号は自治体が決定) ＊土曜日は16時まで | | | | |

* 1号午前保育は、降園時間～14時600円(別途給食費400円)、14：00～16：00、500円、16～18：30、500円です。

* 土曜日保育(0～5歳児)は、ご家族の就労のため、保育を必要とするお子さんに限らせていただきます。

2. 給食費について

| 認定 | 保護者負担額 |
|--------------|--------------------------------------|
| 1号 | 月額5,700円(副食費免除の方は、この金額から補助額が差し引かれます) |
| 1号通常保育以外の給食費 | 1食400円 |
| 2号認定 | 月額8,100円(副食費免除の方は、この金額から補助額が差し引かれます) |
| 3号認定 | 保育料に含まれています。 |

* 1号児と2号児の給食の内容は同じです。1号児は、夏・冬・春の長期休みがありますので、通年で給食費の月額料金を平準化しております。

3. 保護者にご負担いただくもの

・毎月集金させていただく費用、入園時や新年度に購入いただくもの、行事費がございます。具体的には下記の料金です。

<毎月集金するもの>

| | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 保護者（PTA）会費 | 100円 | 350円 | 350円 | 350円 | 350円 | 350円 |
| 月刊絵本代 | 500円程度 | 500円程度 | 500円程度 | 500円程度 | 500円程度 | 500円程度 |
| 保育環境充実費 | 3500円 | 3500円 | 3500円 | 3500円 | 3500円 | 3500円 |
| 卒園積立金 | | | | | | 2000円 |

*卒園積立金は、PTAが使用するお金です。

<入園時、新年度にご購入いただくもの>

| | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 |
|----------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|
| こひつじノート | 480円程度 | 700円程度 | 700円程度 | 700円程度 | 700円程度 | 700円程度 |
| 名札 | | 150円 | 150円 | 150円 | 150円 | 150円 |
| カラーぼうし | | 470円程度 | 470円程度 | 470円程度 | 470円程度 | 470円程度 |
| 体操服 上下 夏 | | | | 8500円程度 | 適宜 | 適宜 |
| 体操服 上下 冬 | | | | 4500円程度 | 適宜 | 適宜 |
| スモック 夏 | | | | 2500円程度 | 適宜 | 適宜 |
| スモック 冬 | | | | 3000円程度 | 適宜 | 適宜 |

*保育環境充実費について

施設型給付費では貰えない、保育環境の充実、職員配置の充実、園内整備の一部に充てる、ときがね幼稚園独自の費用です。月額で3,500円です。月額で第1子が3,500円、同時期の在園で2人目が1,750円、3人目が無料です。

この中に、冷暖房費（含む床暖房）も含まれます。また、事務手数料も含みます。具体的には、コドモン利用料：月額利用料33,000円（定員31～100名）を、85名で割った金額である388円、また、保育料等の振替手数料96円/1件を含みます。

*行事費について

・遠足などの行事に掛かった費用は、計算して実費にて請求いたします。遠足は、春の遠足が2023年度親子1組で、7,510円、2024年度が7,790円でした。ひつじ組は、卒園遠足（7500円程度）もございます。

*運動会費

景品、メダル代として1,000円集金させていただきます。

*保護者（PTA）会費

・保護者（PTA）会費、卒園積立（ひつじ組のみ）がございます。
・PTAの運営・活動、毎月のお誕生日ケーキ、花の日礼拝のお花代、タベの集い、運動会のPTA参加賞費、バザー経費等に使用されます。

4. 納入について

- ①保育料等の納入方法は銀行引落しです。銀行口座の登録をお願いします。
- ②引落日は、毎月20日（土、日、祝日の場合は、翌平日です）。尚、3月分の引落は、事務手続きの都合上、3月10日（土、日、祝日の場合は、翌平日です）。
- ③毎月の請求金額はコドモン保護者アプリで確認できます。
- ④領収書は発行しませんので、通帳にてご確認ください。
- ⑤残高不足等で引落しができなかった場合は、現金で納入していただきます。事務室までお持ちください。その際、事務手数料として**300円**徴収いたします。
- ⑥早朝保育料、預かり保育料、長期預かり保育料、土曜保育料、延長保育料、通常保育以外の給食費（1号のみ）は、毎月月末締め、翌月に請求、引落をいたします。給食費、保育環境充実費、絵本代は、当月請求引落です。
- ⑦3ヵ月間の滞納があった場合は、退園となる場合がありますことをご了承ください。
- ⑧事務手続き簡素化のため、幼稚園がPTA費・卒園積立金の集金も代行します（口座より引き落とされます）。

5. 認定別保育料等

<1号認定 3~5歳児>

| 項目 | 請求 | 金額 |
|--------------------|---------------|--|
| 給食費 | 毎月 | 5,700円 (副食費免除の方は、この金額から補助額が差し引かれます) |
| 保育環境充実費 | 毎月 | 1人目：3,500円 2人目：1,750円 3人目：無料 |
| 保護者会費・月刊絵本代 | 毎月 | クラスによって決まった額 |
| 早朝保育料（7：30-8：30） | 利用した翌月 | 月額1,000円（60分） |
| 預り保育料（14：00～16：00） | 利用した翌月 | 500円×利用回数 |
| 預り保育料（16：00～18：30） | 利用した翌月 | 500円×利用回数 |
| 長期預かり料（9：00～14：00） | 利用した翌月 | 600円×利用日数 |
| 土曜日保育料 | 利用した翌月 | 1,200円×利用日数 |
| 通常保育以外の給食費 | 利用した翌月 | 400円×利用日数 |
| 延長保育料（18：30～19：00） | 利用した翌月 | 500円×利用回数 |
| 行事費・運動会費 | 行事の次の月の引き落とし日 | 「園だより」にてお知らせします。 |

*長期休み中（春・夏・冬）も、14時～16時、16時～18時30分の預り保育料は、それぞれ1回500円です。

*1号午前保育は、降園時間～14時600円（別途給食費400円）、14：00～16：00、500円、16～18：30、500円です。

<2号認定（短時間） 3~5歳児>

| 項目 | 請求 | 金額 |
|--------------------|---------------|------------------------------------|
| 給食費 | 毎月 | 8,100円（副食費免除の方は、この金額から補助額が差し引かれます） |
| 保育環境充実費 | 毎月 | 1人目：3,500円 2人目：1,750円 3人目：無料 |
| 保護者会費・月刊絵本代 | 毎月 | クラスによって決まった額 |
| 早朝保育料（7：30-8：00） | 利用した翌月 | 月額500円（30分） |
| 預り保育料（16：00-18：30） | 利用した翌月 | 500円×利用回数 |
| 延長保育料（18：30～19：00） | 利用した翌月 | 500円×利用回数 |
| 行事費・運動会費 | 行事の次の月の引き落とし日 | 「園だより」にてお知らせします。 |

<2号認定（標準時間） 3～5歳児>

| 項目 | 請求 | 金額 |
|-------------------|---------------|------------------------------------|
| 給食費 | 毎月 | 8,100円（副食費免除の方は、この金額から補助額が差し引かれます） |
| 保育環境充実費 | 毎月 | 1人目：3,500円 2人目：1,750円 3人目：無料 |
| 保護者会費・月刊絵本代 | 毎月 | クラスによって決まった額 |
| 延長保育（18：30～19：00） | 利用した翌月 | 500円×利用回数 |
| 行事費・運動会費 | 行事の次の月の引き落とし日 | 「園だより」にてお知らせします。 |

<3号認定(短時間) 0~2歳児>

| 項目 | 請求 | 金額 |
|--------------------|---------------|------------------------------------|
| 保育料 | 毎月 | 自治体からの通知による |
| 保育環境充実費 | 毎月 | 1人目：3,500円 2人目：1,750円 3人目：無料 |
| 保護者会費・月刊絵本代 | 毎月 | クラスによって決まった額 |
| 早朝保育料(7:30-8:00) | 利用した翌月 | 月額500円(30分) |
| 預り保育料(16:00-18:30) | 利用した翌月 | 500円×利用回数 |
| 延長保育(18:30~19:00) | 利用した翌月 | 500円×利用回数 |
| 行事費・運動会費 | 行事の次の月の引き落とし日 | 「園だより」にてお知らせします。 |

<3号認定(標準時間) 0~2歳児>

| 項目 | 請求 | 金額 |
|-------------------|---------------|------------------------------------|
| 保育料 | 毎月 | 自治体からの通知による |
| 保育環境充実費 | 毎月 | 1人目：3,500円 2人目：1,750円 3人目：無料 |
| 保護者会費・月刊絵本代 | 毎月 | クラスによって決まった額 |
| 延長保育(18:30~19:00) | 利用した翌月 | 500円×利用回数 |
| 行事費・運動会費 | 行事の次の月の引き落とし日 | 「園だより」にてお知らせします。 |

◎主な行事(保護者の方にもご参加いただく行事)

- ①詳しい日程については、年間行事予定表をご覧になり、ご予定ください。
- ②行事終了後は、お子さんと一緒に降園するご協力をお願いします。
- ③お誕生日参観日(お子さまの誕生月に行われる誕生会を保育参観日とします)。

| 月 | 行事名 | 月 | 行事名 |
|----|---------------------------|-----|-----------------|
| 4月 | ・入園礼拝(入園児保護者のみ) ・PTA総会 | 10月 | ・秋の遠足(芋ほりなど) |
| 5月 | ・春の遠足 | 11月 | ・バザー |
| 6月 | | 12月 | ・クリスマス礼拝・祝会 |
| 7月 | | 1月 | |
| 8月 | ・夕べの集い | 2月 | ・観劇会 |
| 9月 | ・運動会 | 3月 | ・卒園礼拝(卒園児保護者のみ) |

*観劇会は、保護者の参加は自由参加です。

◎家庭との連携・情報発信

園では「コドモン」を利用しています。保護者の皆さまにはスマートフォンでアプリのダウンロードと登録をしていただき以下の機能を活用します。



ホーム画面

園からのお知らせの内容を確認してください。

- ・「**お知らせ**」 = 必要に応じて園より保護者の皆さまへお知らせします。
(個別にお知らせすることもあります。)

ホーム画面をタップしてお知らせの詳細をご確認ください。

- ・その日のクラスの様子をお知らせします。写真は、共有することができます。
- ・「園だより」などの情報も、アプリにて発信します。

*紙面をご希望の方は、スタッフ室受付にも紙面を置いておきますので、設置期間中にご自由にお持ちください。

- ・「**アンケート**」 = アンケートのお知らせがありましたら画面をタップし、内容を確認の上「回答→送信」のご協力をお願いします。土曜日預かり、保護者面談の日程などのアンケートを送りますので、適宜回答をお願いします。



連絡

必ず月日を確認の上、当日8時30分までに入力してください。急に変更となった場合は電話でご連絡ください。

- ・連絡帳=家庭でのお子さんの様子
0～2歳児は「機嫌、排便、食事、睡眠、検温、コメント」
- ・欠席遅刻=「種別、期間、症状、備考」の該当する項目
9時の時点で出欠の確認ができなかった場合は、園より保護者へ電話で確認します。
事前に入力する場合は、必ず欠席や遅刻をする月日を確認してください。
- ・お迎え=「迎えの時間、迎えに来る方」
※入力後に変更がある場合は、必ず園へ連絡してください。
お迎えに来る方がいつもと違う場合は、ご連絡ください。
- ・その他=連絡帳、遅刻欠席等に該当しない連絡がありましたら入力してください。



カレンダー

「**カレンダー**」 = 園行事など予定を確認できます。



資料室

- ・必要書類をダウンロードして印刷できます。
「園生活のしおり」「年間行事予定表」「保育課程(全体の計画)」「与薬依頼書」「登園届」



成長記録

- ・お子さんの身体測定の状況を確認できます。



請求情報

- ・月毎の請求について確認できます。
- ・登降園履歴=登降園時に打刻した時間を確認できます。

<登降園に関して>

*お子さんの送迎時に、必ずタブレット設置場所にて操作してください。(7時30分からの受付です。)

*基本保育時間を超えた時刻で打刻した場合は、延長保育料がかかります。

*降園時に打刻をしなかった場合は、延長保育料がかかりますのでご注意ください。



登降園打刻・履歴確認

①送迎場所は、季節や天候の状況で変わることがあります。その都度、お知らせや掲示等で確認してください。

②お子さんの身支度や、他の保護者への対応などでお待ちいただくことがあるご了承ください。

③0～2歳児=送迎場所(テラス)でお待ちください。職員が気付かない場合や冬期の夕方は、インターホンでおしらせください。

④3～5歳児=各送迎場所でお待ちください。

⑤保育者はローテーションで勤務しているため、お子さんの健康状態や用件などの伝達は、送迎時に担当する保育者にお話ください。

<電話で連絡する場合>

①保育中は、担当保育者が対応できないことがあります。その際は電話に出た職員にお伝えください。

②同性同名のお子さんが在園していることもありますので、必ずクラス名と氏名をお知らせください。

③きょうだいで在園している場合は、それぞれのお子さんについて連絡してください。

<園生活の様子>

①園生活の様子は、コドモンアプリの活動記録をご覧ください。

②お子さんの様子などの相談や面談を希望する方は園へお知らせください。事前に日時を調整し実施いたします。



献立表の閲覧

・コドモンアプリで献立をご覧になれます。また、盛り付けた給食の写真をアップしておりますのでご覧ください。



写真の閲覧・購入

行事の写真などを閲覧したり、プリントやデータで購入できます。無料ダウンロードもございますので、ご活用ください。

◎子育て支援制度について

①一時保育（有料）〈一時預かり事業（一般型）〉

- ・こども園に入園されていないお子さんをお預りする事業です。
- ・家族の入院や通院、冠婚葬祭などで一時的に子どもの面倒が見られないときに、「日」単位でお子さんをお預かりします。
- ・月あたり7日を限度とします（半日利用の場合、14日まで可能）。
- ・ご利用を希望の場合、事前に来所または電話にてお問い合わせください。

| 預り時間 | 幼児（満3歳児～5歳児） | 乳児（満1歳児～2歳児） |
|------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 8:00～12:30 | 1,500円（半日） (保育料1,100円+給食代400円) | 2,200円（半日） (保育料1,800円+給食代400円) |
| 8:00～16:00 | 2,600円 (保育料2,200円+給食代400円) | 4,000円 (保育料3,600円+給食代400円) |

*給食代は、牛乳・おやつ代を含みます。

②子育て支援事業「ときがねひろば」

・旧園舎にて、地域の子育て家庭を対象に子育て支援を行っています。こども園に入園していないお子さんと保護者の憩いの場を提供します。

利用方法：

ご予約は不要ですので直接お越しください。ただし、講座等のイベントは予約制となっております。

入室前の検温で37.5°以上ある方はご利用できませんのでご了承ください。

幼稚園の駐車場に駐車してください。

幼稚園のインターフォンを押してください。受付してから遊んでください。

初めての方は職員が対応しますので、インターフォンを押してそのままお待ちください。



ひろば利用のお約束

ひろば利用について

- ① 必ず大人の方同伴でお過ごしください。お子さまだけで遊ぶことはできません。
(子育て中の方の交流ひろばとして、開放しています)
- ② 玩具は譲り合って使いましょう。遊んだあとは、親子で一緒に片づけましょう。
- ③ ごみは各自お持ち帰りください。
- ④ ひろば内は、水分補給のみ可能です(蓋のきちんとしめる物)
- ⑤ 貴重品やお荷物は各自管理してください。

写真・動画撮影について

- ⑥ お子さんを撮影する際には、他の利用者の方が映り込むことのないよう、十分ご注意ください。

ご理解ご協力いただけますようお願いいたします。

長で確認し

う園で用
寸応しま

回食のお

家庭と連

い持ち方

す。

スプーン
ていきま

<給食>

①給食を通して「心」と「身体」を育みます。手作りの温かさに幼い頃から触れ、「おいしい」といううれしい体験から「食」への関心を持ち、食べることや食べ物に感謝する思いの芽生えや育ちを支えます。

②食器は、陶器を使用します。割れることもある物を使い、物を大切にする心の育ちを支えます。

箸・スプーン・フォークなども、発達に合わせたものを、こども園で用意します。

③0歳児（満6ヶ月）について：

- ・園での給食について
- ・0歳児のお子様は、3回食になってから離乳食の提供をいたします。
- ・2回食のお子様はミルクのみとなります。
- ・パン給食の日は、パンが食べれるようになるまで別の食事を提供します。

<水分補給>

①0～2歳児は、園でお茶を用意し、適宜水分補給を行っています。

②3～5歳児は、水筒（水、またはお茶）を持参してください。

<お弁当>

①ご家庭の方が作ってくださるお弁当を食べる体験は、家族の愛情を感じることができるとても良い機会です。お弁当の日（ニコニコ弁当の日）を設けています。8月のお盆前後に、四日間程度のニコニコ弁当の日、また、その他に年数回のニコニコ弁当の日を設けます。

②後期食を食べているお子さんからご用意ください。

③内容はシンプルなもので、お子さんが食べ慣れているものを食べやすい形にして詰めてください。

<食物アレルギーがある方へ>

①アレルギーが見られるお子さんは、必ず園へお知らせください。必要に応じて面談し対応いたします。

②園で適切な対応をするため、年一回、医師の診断(血液検査または負荷検査を含む)を受けた上で、実施時に「アレルギー食実施申請書」「生活管理指導表」、解除時に「アレルギー解除届」を園へ提出してください。

◎服装について

①汚れてもよい普段着で登園してください。活動しやすいように薄着が好ましいです。

②お子さんが自分で着脱しやすいものを用意ください。

③下記の服装は、安全上、保育上の理由から禁止とさせていただきます。

| 服の種類 | 禁止の期間 | 理由 |
|-------------|--------------------|------------------------|
| フード付きの 服 | 0～5歳児の全園児 | 窒息防止。子どもの命(体)を守るためにです。 |
| つりズボン | 0～5歳児の全園児 | 着脱しにくいです。子どもの自立のためにです。 |
| オーバーオー ル | 0～5歳児の全園児 | 着脱しにくいです。子どもの自立のためにです。 |
| ロンパース | 1才～ | 着脱しにくいです。子どもの自立のためにです。 |
| チュニック | 1才～トイレ期間の間 | 着脱しにくいです。子どもの自立のためにです。 |
| ワンピース | 1才～トイレ期間の間 | 着脱しにくいです。子どもの自立のためにです。 |
| ジーンズ | 1才～自分で履けるようになるまでの間 | 着脱しにくいです。子どもの自立のためにです。 |

④以下のものは事故やけがにつながることがありますので避けてください。

- ・取れやすい飾りがついているもの
- ・ヘアピン、カチューシャ

⑤靴は、足の大きさに合わせて着脱しやすい運動靴にしてください。**サンダルは不可です。**

⑥全てのものにお子さんの氏名を記入してください。下着、靴下、上着、帽子、靴にも記名をしてください。

⑦無記名の落とし物は、1ヶ月間は園で保管します。申し出がない場合は、園用の着替えとして利用、または処分いたします。

⑧園の着替えをお貸しすることができます。園名が記入してあるものは園へお返しください。

①園生活に必要な物もの（0～2歳児）

| | 品目 | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 備考 |
|---|--------------|------|-----|-----|---|
| ① | 通園バッグ | 1個 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・毎日 ・リュックもしくは、ファスナー付きの手さげバッグ |
| ② | 食事用エプロン | 1枚 | 2枚 | 2枚 | <p>①ゴムを通せる穴を。 ②ポッケを作成 * 0歳児は離乳食のお子様</p> <p>* 2歳児は、食事が上手になったら、エプロンを使わなくなります。タイミングは担任から相談させていただきます。</p> |
| ③ | おむつ | 必要枚数 | | | <p>毎日。 オムツの前面に名前をお書きください。</p> |
| ④ | 授乳用ガーゼ・タオル | 3～4枚 | | | 毎日 |
| ⑤ | ループ付きおてふきタオル | 1枚 | 1枚 | 1枚 | 毎日 |

| | | | | |
|---|-------------------|--|---------------------------------|---|
| ⑥ | おしりふき |  | 1個 | 毎日 |
| ⑦ | 着替え |  | 週初めに、肌着・ズボン・上着のセットを3組お預かりいたします。 | *汚れ物を持ち帰ったら順次補充を持って来てください。 *名前はタグに記入してください。タグがないときは、首の後ろに記入してください。 |
| ⑧ | 着替え用巾着袋 |  | 1枚 (⑦を入れる) | 園に置いておきます。 |
| ⑨ | 帽子（クラスごとに色が変わります） | ・園指定 *クラスごとに色が異なります。  | 園で用意します。 | 1枚 1枚 毎日 |
| ⑩ | タオルまくら |  | 1枚 1枚 1枚 | 毎日。 *フェイスタオルを半分にし、タオルの周をぬいあわせてください。 |

| | | | | | | |
|---|------------------------|--|----|----|----|--------------------------|
| ⑪ | タオルケット (6月～10月頃) |  | 1枚 | 1枚 | 1枚 | 毎週末持ち帰り。洗濯して月曜日にお持ちください。 |
| ⑫ | 毛布 (10月～3月頃) |  | 1枚 | 1枚 | 1枚 | |
| ⑬ | おねしょシーツ | | | 1枚 | | 必要に応じて週末持ち帰り |
| ⑭ | お弁当・スプーン・フォーク・保冷バック・水筒 | | | | | ニコニコ弁当の日 |

*持ち物には、かならず大きく分かりやすいように名前を書いてください。

②園生活に必要な物もの（3～5歳児）

| | 品目 | | 備考 |
|---|----------------------|---|--|
| ① | 通園バック |  | 毎日。 布製。 サイズ（目安）： 縦40cm 横30cm |
| ② | 園服・帽子 | | 園指定。 ＊クラスごとに帽子の色が異なります。 |
| ③ | ・コップ ・はぶらし ・巾着 |  | 毎日。 はぶらしは、持ち手の所の表・裏のどちらかに名前を記入してください。 |
| ④ | ループ付きおてふきタオル |  | 毎日1枚。 |
| ⑤ | 体操服 (冬はジャージ) |  | 体操教室の日に使い ます。 なまえは、タグに書 いてください。 |
| ⑥ | 水筒 | | 毎日。水またはお茶 をいれてください。 ストロータイプ・直 のみタイプどちらで も構いません。 |
| ⑦ | 着替え・巾着袋 |  | *週初めに、肌着・ズボン・上着・パンツのセットを3組お預かりいたします。 *汚れ物を持ち帰った ら順次補充を持って来てください。 |

| | | |
|-----|-----|----------|
| (8) | お弁当 | ニコニコ弁当の日 |
|-----|-----|----------|

*名札は、2歳からつけます。

◎体操教室について

ときがね幼稚園では、週に一度、午前中に体操の時間を設けています。体操のある日は、体操服での当園をお願いいたします。

<ねがい>

- ・体を動かす楽しさ、出来ない事への諦めない気持ち、出来る喜びを伝えたいと願っています。
- ・運動神経と呼ばれる神経ではなく、様々な経験を通して神経回路がつながり、体を上手に、そして巧みに動かせるようになる事がよく言われております。この神経発達が幼児期、低学年期にはほぼ完成してしまうので、最も大切なこの時期に様々な運動経験をしていただきたいと願っています。
- ・学校体育に進むにあたり、幼児期にその最低限の準備をして小学生に送り出したいと願っています。まずは器具に慣れ、やり方やコツを知る事で、未経験の不安を取り除き、その後の個人や家庭の努力へ繋ぎ、更には自信に繋がればと思っています。
- ・勉強の出来る出来ないは見えない部分がありますが、運動は出来る出来ないが子供同士でも明確にわかってしまうからこそ、小学生での運動嫌いやコンプレックスになる原因を少しでも無くしたい。まだ精神的負担の軽い幼児期にこそ運動を通して経験と強い心を育んでほしいと願っています。

<体操年間種目例>

徒手、マット、平均台、跳箱、鉄棒、長縄、短縄、ボール。

<学年別目安種目・技>

| | マット | 跳箱 | 鉄棒 |
|-----|---|--|---|
| 3歳児 | トカゲ、赤ちゃんハイハイ、犬、蛙、兔、ベンギン、熊 横回り（ロイター入れてあげるパターンも） おいもゴロゴロ じゃかいもゴロゴロ 鉛筆ゴロゴロ スーパー鉛筆ゴロゴロ 手つなぎ横回り ゆりかご でんぐり返し 歩きでんぐり返し 走りでんぐり返し フープジャンプでんぐり返し | 免（手支寺ジャンプ） よじのぼりとび下り（3～5段） 踏みとび（横1段） 台上馬のり（継2段） 腕立とび上がりとび下り（継2段） 横とびこし（横2段） | トンネルくぐり 持ち方（順手、逆手、方逆手、バイク） 握ってジャンプ（免） ぶら下かり（お猿さん、ブランコ） 豚の丸焼き 腕の丸焼き（懸垂、肘を曲げておでこを鉄棒につける） 洗濯物干し（足裏をつけ逆さま） 洗濯物干し→足抜き回り（後） ふとん干し ふとん干し→前回り下り とびつき前回り下り ふとん→前回り下り→足抜き回り（後） |
| 4歳児 | 走る、ケンケン、スキップ 前回り 歩き前回り 走り前回り ロイター板踏切前回り 高い段差からの前回り | 台上前転（1～4段） 台上馬のり（3段） 横とびこし（3～4段） 腕立とび上がりとび下り（3段） 開脚とびこし（横3～4段） | つばめ→後ろ下り つばめ→ふとん→前回り下り 膝かけぶら下がり 膝かけぶら下がり→片手離し（先生と握手）→鉄棒握り足抜き回り 足抜き回り（後→前） つばめ→ふとん→前回り下り→足抜き回り（後→前） |
| 5歳児 | 前転 組みつくり手つなぎ前回り 前転連続 歩き前回り 走り前回り ロイター板踏切前回り 高い段差からの前回り とび込み前転（1段高台上から） とび込み前転 後転（ロイター坂道補助から） 後転（座ったところから） 後転（立ったところから） | 腕立とび上がりとび下り（4～5段） 台上前転（2～5段） 横とびこし（3～5段） 開脚とびこし（横3～5段） | トンネルくぐり抜けりレー 待ち方（順手、逆手、片逆手、挾み手、サル手） 尻上がり（後ろ向き順手から回る） 足抜き回り（後→前）→コウモリぶら下がり→先生と握手→回って下りる コモリ下り つばめ持ちかえ→順手→逆手→順手 腕立て前回り下り 腕立て前回り下り→足抜き回り（後→前） 逆手屈腕懸垂 逆手屈腕懸垂（足上げ、足を上に蹴り上げる） 逆上がり 逆上がり→つばめ 逆上がり→つばめ→後ろ下り (方逆手) つばめ→(順手近くに) 足乗せ→順手離し→踏み越し下り (方逆手離さない) つばめ→前回り→足抜き回り（後→前）→コモリ下り 逆上がり→つばめ→片逆手持ちかえ→踏み越し下り ※同じ種目（年中・年長）は表記していません。 |

*週に一回午後に、スポーツクラブ テン・フォーティーによる体操教室も開催しています。個別に申し込みください。

◎安全について

<登降園時>

お子さんの安全確保は送迎する保護者の責任をお願いします。

①車での送迎

ときがね幼稚園駐車場では、徐行や一時停止をして、安全確認をしてください。危険な運転は事故発生のリスクが高まります。

- ・以下の運転は違反行為ですので絶対にしないでください。

①スマートフォンを扱いながらの運転。

②お子さんを抱きながら、お子さんが席を立っている状態での運転。

③シートベルトやチャイルドシートを使用していない。

- ・駐車場では以下の点にご注意ください。園では責任を負いません。

①入場する際は、他の車や歩行者に十分気を付けてください。

②車のエンジンを切り、扉はロックしてください。千葉県条例では、運転者に自動車を駐車又は停車するときのエンジン停止を義務付けています。

③車内に小さいお子さんを乗せたままにしたり、貴重品を置かないようにしてください。

<他の注意点>

- ・駐車場から正門まではお子さんと手をつなぎ、お子さんから目を離さないようにしてください。

・正面の開閉操作は大人が行ってください。なお、門を閉めた際には、ロックされているか確認してください。

- ・駐車場や正門付近は危険ですので、お子さんを遊ばせないでください。

- ・降園後の園庭解放は行っておりません。

<保育中>

①保育中はけがのないように万全を期しておりますが、万が一のけがにつきましては「日本スポーツ振興センター」「交通災害共済」「賠償責任保険（日私幼賠償責任保険）」「PTA総合保険」に加入しています。災害の場合も同様です。

②入園時にお渡ししました「えんじのほけん」は24時間保障の任意保険です。入園時の加入し1年毎に自動更新されます。

③園で起きた事故により治療を要するけがが発生した場合、保護者に連絡をした上で、医療機関にて受診します。医師の指示により、保護者の同意を必要とする処置をする場合は、保護者の付き添いをお願いします。保護者には受診時、また受診後に「保険証」「乳幼児医療費受給者証」を医療機関に持参していただくようになります。

④午睡では、特に安全に気をつけ保育者による午睡チェックをしています。家庭と協力しながらSIDS(乳幼児突然死症候群)防止に努めています。ときがね幼稚園では、保育者の目視、また、午睡チェックセンサー（シエスタBeBe）を活用するなどして、乳幼児の午睡の見守りを行います。

⑤毎日遊具等の安全点検を行い、不具合のある場合は早急に修理等をするなど環境整備に努めています。

⑥毎月、地震や火災、不審者侵入などを想定し避難訓練を行っています。

⑦大災害などの緊急事態が起きた場合は、一斉配信でお知らせします。園児の状況、避難場所などを確認

の上、迎えをお願いします。尚、震度5レベル以上の地震が起きた場合は、園からの連絡の有無に関わらず迎えをお願いします。一斉配信が機能しない場合は、正門の掲示でご確認ください。

第1避難所：園庭

第2避難所：千葉県立東金高等学校（0475-54-1581）

◎防災気象情報等に応じた施設の対応について

当施設では、風水害の発生によりお預かりしている児童に危険が見込まれる場合や、施設被害により受け入れが困難な場合には、休園などの措置をとることがあります。気象に関する警報等発表時の対応は次のとおりといたしますので、保護者の皆様におかれましては、日ごろからご留意いただきますとともに、緊急時には速やかな行動がとれますよう、ご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。なお、この臨時休園の判断等については、東金市全体で防災に対応する観点から、公立保育所・こども園と同じ判断基準としております。

①臨時休園の判断等について

原則として、次の気象庁発表や市の発令がされた場合は、臨時休園とします。

| 気象庁発表 | 東金市が発令 |
|----------------------------|--------|
| 特別警報 （大雨、暴風、暴風雪、大雪） | 緊急安全確保 |
| 土砂災害警戒情報、 暴風警報 | 避難指示 |

②警報等の発表時間に応じた対応について

原則として、午前6時の時点で休園の判断をします。このほか、警報等の発表時間に応じた対応は、下表のとおりとします。

| 時間 | 警報等の発表状況 | 施設の対応 | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------|------------------------------|--|------|--------|-------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|----------|---------|
| 午前6時 | 特別警報 土砂災害警戒情報・暴風警報 | 左記の警報等が解除されるまでは、開園しません。 自宅等での保育をお願いします。 | | | | | | | | | | | | |
| 午前7時 から 午前12時 まで | 上記警報等の解除 | <p>警報等の解除後、施設の内外の安全確認を行い、職員の配置が整った時点で開園します。</p> <p>*開園時間については、「コドモン」のお知らせ機能にてご連絡いたします。</p> <p>【警報等の解除後の開園時間の目安】</p> <table> <thead> <tr> <th>解除時間</th> <th>開園時間目安</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8時00分</td> <td>10時00分</td> </tr> <tr> <td>9時00分</td> <td>11時00分</td> </tr> <tr> <td>10時00分</td> <td>12時00分</td> </tr> <tr> <td>11時00分</td> <td>13時00分</td> </tr> <tr> <td>12時00分以降</td> <td>開園致しません</td> </tr> </tbody> </table> <p>*給食等は準備が整いませんので、お弁当、水筒、おやつをご用意ください。</p> <p>*ライフルライン（電気、ガス、水道）の被害状況によっては、開園できないことがあります。</p> | 解除時間 | 開園時間目安 | 8時00分 | 10時00分 | 9時00分 | 11時00分 | 10時00分 | 12時00分 | 11時00分 | 13時00分 | 12時00分以降 | 開園致しません |
| 解除時間 | 開園時間目安 | | | | | | | | | | | | | |
| 8時00分 | 10時00分 | | | | | | | | | | | | | |
| 9時00分 | 11時00分 | | | | | | | | | | | | | |
| 10時00分 | 12時00分 | | | | | | | | | | | | | |
| 11時00分 | 13時00分 | | | | | | | | | | | | | |
| 12時00分以降 | 開園致しません | | | | | | | | | | | | | |

保育時間中に次の気象庁発表や市の発令がされた場合は、お迎えをお願いします。

| 時間 | 警報等の発表状況 | 施設の対応 |
|------------------------|--|---|
| (平日) 午後7時まで (土曜) | 特別警報 土砂災害警戒情報・暴風警報 緊急安全確保・避難指示 | 保育施設周辺の状況を確認し、「コドモン」・電話で保護者の皆様にお迎えの連絡を行いますのでご協力をお願いします。 |

注) 建物内への立ち入りが危険な場合、ライフルライン（電気、ガス、水道）が止まっている場合は休園します。

保育料や給食費については、原則として日割り計算や減免対応は実施しません。

◎個人情報の取り扱い

- ①ご提出していただいた個人情報は利用目的の範囲内でのみ使用し、関係法令を遵守して厳正に取り扱います。
- ②ホームページや園によりて園生活の写真を掲載しますので、アンケートで意向をお知らせください。
- ③園からのお知らせで共有する写真、保護者が撮影した写真や動画の取扱いについて、不特定の方が閲覧するSNS等には載せないなど、個人情報の取扱いには注意してください。

◎児童虐待防止の措置

- ①「児童虐待の防止等に関する法律」により、園の職員には児童虐待の早期発見に努める義務が規定されています。園では保護者による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、園児に対して適切な保護を行うため速やかに関係機関に通告するものとします。
- ②園では、関係法令等を全職員が遵守し、不適切な保育の未然防止への取組を行っています。

＜園服・帽子の販売店のご案内＞

年内ご予約ゆっくり採寸受付中

**SCHOOL LAND
NAKAHARU**
ナカハル

予約特典
もあります

TEL 0475-54-1350/FAX 0475-71-2003

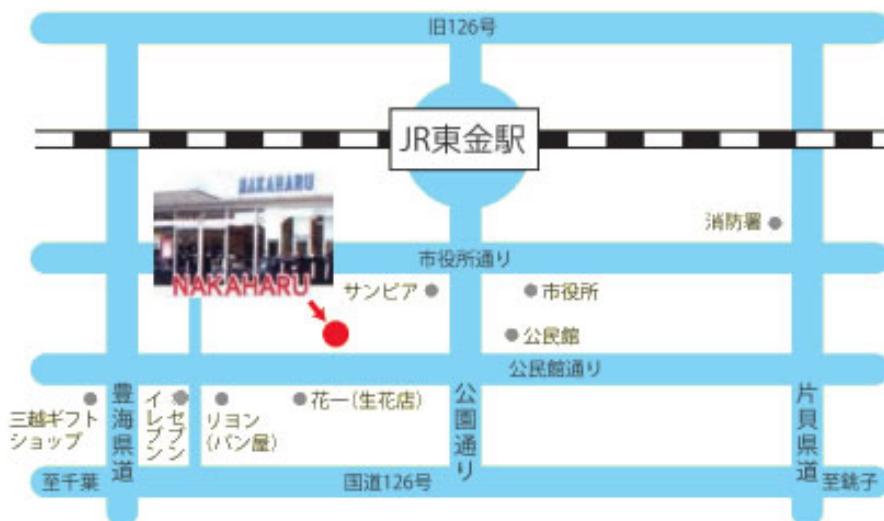
OPEN 10:00～19:00

12月13日(水)までは水曜定休
12月14日(木)から入学式まで無休です
2024年元旦～3日までは休業です

メールアドレス info@nakaharu.co.jp

※各種クレジットカードもお使いになれます。(VISA・MASTER・JCB・アメックス・ダイナース・楽天)

予約特典も
あります!
FAX・メール・TEL
でお申込み下さい



◎健康・衛生について

<園での感染拡大防止のために>

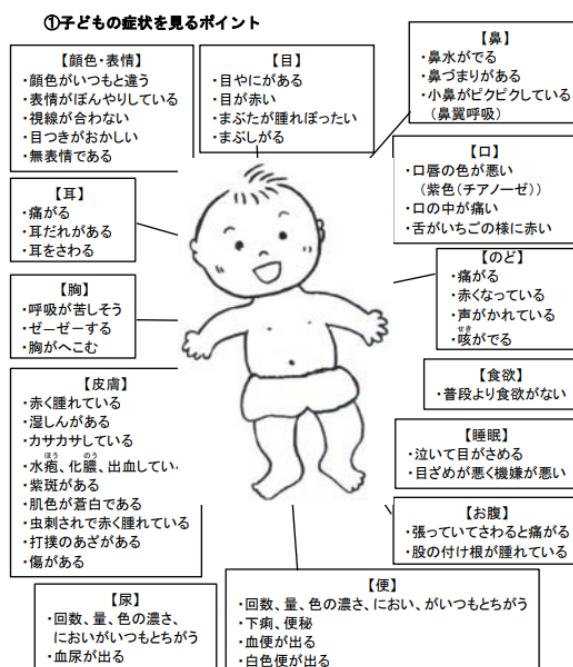
集団生活を送る保育施設として、ご家庭と連携しながら子どもたちの健康と安全を守るために対応いたします。保護者の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

*保護者の皆さまへご協力のおねがい

<登園前の健康観察>

○登園前には必ず検温を行うとともに、睡眠、食欲、便の状態、顔色、機嫌などお子さんの状態を見ていたとき、いつもと違う様子がありましたら登園を控えてください。

○前日夜や当日朝に、お子さんがご家庭で何かなどをして登園した際、状態によってはお預かりできません。受診やご家庭で様子をみていただこうよお願いします。



「保育所における感染症対策ガイドライン」より

②子ども一人一人の元気な時の『平熱』を知っておくことが症状の変化に気づくやすになります。

③いつもと違うこんな時は、子どもからのサインです！

- ・親から離れず機嫌が悪い（ぐずる）
- ・睡眠中に泣いて目が覚める
- ・元気がなく顔色が悪い
- ・きっかけがないのに吐いた
- ・便がゆるい
- ・普段より食欲がない

<病院での受診>

○特に、園で感染症の罹患者がいる場合は、園からのお知らせを確認の上、早めの受診をお勧めします。

○受診後は、受診の状況や診断について園へお知らせください。

<園で体調不良となった場合>

○登園後に体調不良となった場合、園からの連絡を致します。連絡がありましたら速やかにお迎えをお願いします。

○登園後、発熱、下痢や嘔吐、食事が進まない、遊ぶことができない、咳や鼻水がひどく午睡ができないなどの状態の際に保護者へ連絡をします。発熱は37.5°以上を目安にしていますが、お子さんの症状によって熱の高さに関係なく連絡することがあります。

○保護者への連絡は「緊急連絡カード」の1～3の順番でいたします。必ず連絡がつき、迎えに来ていただくようご家庭で整えておいてください。

○感染症が疑われる場合がありますので、迎えの際は、本人と在園する兄弟姉妹も一緒に降園するご協力をお願いします。尚、本人が受診をする際は、兄弟姉妹の預かりについて園へご相談ください。

○下痢や嘔吐、血液に汚染されたお子さんの衣類等について、胃腸炎などの様々感染症疾患の可能性を考慮し、そのままの状態でビニール袋に入れてお返しします。

○感染予防のため、お子さんの対応にあたる職員が手袋、ガウン等を使用する場合があります。

○お子さんの症状によりますが、早退した翌日は無理せすご家庭で様子を見ていいただき、十分に回復してからの登園してください。

<感染症に罹患した場合>

○園では、感染症が発生した際にコドモンアプリにて罹患状況を一斉配信します。

○受診の際、医師の指示に従いその旨を園へお知らせください。

○医師からの登園許可、登園停止期間終了のもと、保護者が「登園届」に記入し園へ提出してからの登園となります。登園停止期間については「登園停止の疾患について」をご確認ください。

○「登園届」は、本誌よりコピー、またはコドモン保護者アプリ資料室、ホームページよりダウンロード→印刷してご利用ください。

<予防接種について>

○接種後に、発熱や発心などの急な体調変化があり受診が必要になる場合がありますので、午前中の接種の接種をお勧めします。尚、接種当日は登園を控えご家庭で健康観察をしてください。

○接種する時、または接種した際は、園へお知らせください。

<乳幼児健診について>

○在住市町村の「乳幼児定期健診」は、お子さんの発育、栄養面、先天的な病気を含めた健康状態をみるために実施されます。お子さんの対象日時を確認し受診するようにしましょう。

<健康診断・身体測定について>

○0～2歳児で入園する際は、園医による入園前健康診断を受けていただきます。

○在園中は、各園医により内科健診、歯科検診を年2回行います。結果については、該当者へお知らせし、必要がある場合は、受診をしていただくようになります。

○身体測定については、毎月実施致します。お子さんの身体発育状況は、コドモン保護者アプリ「成長記録」でご覧ください。

◎登園停止の疾患について

①保育施設では、学校保健安全法に準拠して登園できない期間のある疾患があります。症状の軽重がありますので、受診された医師の指示に従ってください。

②疾患によって、登園のための必要書類が異なります。「登園許可証明書」と「治癒報告書」があります。

＜治癒報告書が必要な疾患＞

| 疾患名 | 登園の目安 |
|--------------------------------------|--|
| 新型コロナウイルス | 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで ※注 「発症した後5日」は発症日を0日とし、翌日を1日とする 「症状が軽快した後1日」は、軽快した日を0日とし、翌日を1日とする ※陰性証明を提出する必要もありません。 |
| インフルエンザ | 発症後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまで ※注 「発症した後5日」は発症日を0日とし、翌日を1日とする 「解熱した後3日」は解熱日を0日とし、翌日を1日とする |
| 溶連菌感染症 | 抗生素質治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ可 |
| マイコプラズマ肺炎 | 重篤な呼吸器症状が消失し全身状態が良いこと |
| 手足口病 | 発熱がなく（解熱後1日以上経過）、普段の食事ができること |
| 伝染性紅班（りんご病） | 発疹のみで全身状態が良い時は登園可 |
| ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等) | 嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること |
| ヘルパンギーナ | 発熱がなく（解熱後1日以上経過）、普段の食事ができること |
| RSウイルス感染症 | 重篤な呼吸器症状が消失し全身状態が良いこと |
| 帯状疱うしん | すべての発しが痂か皮（かさぶた）化していること |
| 突発性発疹 | 解熱し、機嫌がよく全身状態が良いこと |
| 伝染性膿瘍（とびひ） | 皮膚が乾燥しているか、糜爛部位が被覆できる程度のものであること |
| 水いぼ | 搔きこわし傷から浸出液が出ているときは被覆すること |
| アタマジラミ | 駆除を開始していること |

<登園許可証明書が必要な疾患>

| 疾患名 | 登園の目安 |
|---------------------------------|--|
| 麻疹（はしか） | 解熱後3日を経過するまで。ただし、症状により感染力が強いと認められたときは、更に長期に及ぶ場合もある |
| 風疹(3日ばしか) | 発疹が消えるまで |
| 水痘(みずぼうそう) 帯状疱疹 | すべての水疱が黒いかさぶたになるまで |
| 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) | 耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで |
| 咽頭結膜熱(プール熱) | 主な症状（発熱、咽頭発赤、目の充血）が消失してから2日を経過するまで |
| 流行性角結膜炎 (はやり目) | 医師において感染の恐れがないと認められるまで (結膜炎の症状が消失してから) |
| 百日咳 | 特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌薬による治療が終了するまで |
| 腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等) | 医師において感染の恐れがないと認められるまで |
| 急性出血性結膜炎 | 医師において感染の恐れがないと認められるまで |
| 侵襲性髄ずい膜炎菌感染症 (髄ずい膜炎菌性髄ずい膜) | 医師において感染の恐れがないと認められるまで |

◎登園するかどうか迷う症状について

お子さんの様子がいつもと異なるときは、「登園できるか」について判断が難しいかと思います。登園前の検温の結果を参考に他の症状が同時に出ていないか、お子さんとコミュニケーションを取りながら体調を観察してみましょう。

ときがね幼稚園は、集団生活を送る保育施設のため、日頃から衛生環境を保つ努力をしております。体調を崩した状態で登園されると、お子さんの症状の悪化や周囲への感染につながってしまうこともあります。下記の症状がある場合には、なるべく早いうちに医師の診断とご指示をいただけるようご協力よろしくお願いいいたします。

| 気になる症状 | 症状が起きる原因 | 以下の症状がある時は、医療機関を受診のうえ、ご家庭でお過ごしください |
|--------|--------------------------------------|--|
| ①発熱 | 体内に侵入した細菌ウイルスの増殖を抑える、身体を守るために起きる | <ul style="list-style-type: none">・朝、登園前の検温時に 37.5C以上の発熱があることに加え下記の症状が伴う (耳やのどの痛み、咳、鼻水、下痢、嘔吐など) (食事や水分がとれない)ため起きる(顔色が悪い、機嫌が悪い、ぐったりしている)・24時間以内に 38°C以上の熱が出ていた |
| ②下痢 | ウイルスや細菌によって起きる | <ul style="list-style-type: none">24時間以内に2回以上の形のない便がある<ul style="list-style-type: none">・食事や水分をとると下痢をする・腹痛、嘔吐、発熱、咳などを伴う・朝排尿がない、唇や口の中が乾いている・顔色が悪い、機嫌が悪い、ぐったりしている・落ち着かず何度もトイレに行く。 |
| ③嘔吐 | 胃腸炎などの消化器の病気に伴って起きる | <ul style="list-style-type: none">24時間以内に2回以上の嘔吐がある<ul style="list-style-type: none">・食事や水分をとると嘔吐する・食欲がなく、水分も欲しがらない・腹痛、下痢、発熱、咳などを伴う・排尿がない、唇や口の中が乾いている・顔色が悪い、機嫌が悪い、ぐったりしている |
| ④咳 | のどや気管支の粘膜についたウイルスや細菌・ほこりを体外に出そうとしている | <ul style="list-style-type: none">呼吸が速い、止まらない咳、呼吸困難・少し動いただけで咳が出る<ul style="list-style-type: none">・喘鳴(ヒューヒュー音、ゼイゼイ音)がある・37.5C以上の発熱を伴う・咳、鼻水、痰、のどの痛みを伴う・夜間しばしば咳のために起きる・食欲がなく食事や水分がとれない・顔色が悪い、機嫌が悪い、ぐったりしている |

| | | |
|-----|--|---|
| ⑤発疹 | <ul style="list-style-type: none"> ・細菌やウイルスが原因の病気に伴って出現する。 ・薬の服薬時に副作用（薬疹）として出現することがある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・発熱を伴う ・かゆみが強く患部を搔いてしまう 口内炎や水疱のため食事や水分がとれない ・（感染症による発疹が疑われ）医師より登園を控えるように指示された。 ・患部の滲出液が多く他児への感染のおそれがある ・患部が多くある、または複雑な場所でガーゼ等で覆うことできない |
|-----|--|---|

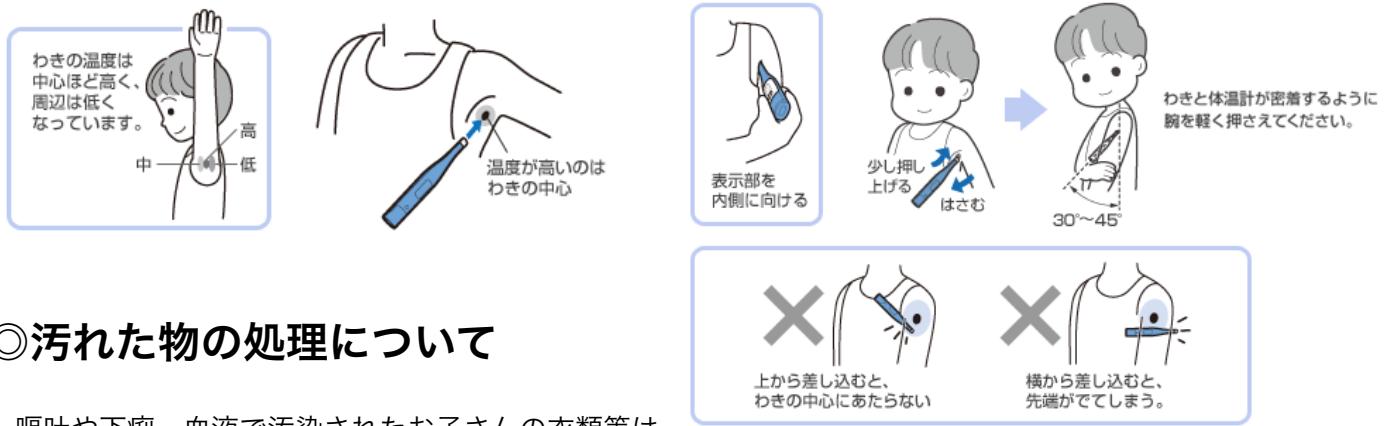
保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)

◎検温の方法

お子さんの体温は気温・室温や洋服などによって変動しやすいため、毎日同じ時間に測ったり、お子さまの平熱を知っておくことが大切です。

<検温のポイント>

- いつも同じ測り方をする。（わきの中央部に下から突き上げるイメージで）
- 汗を拭く。汗をかいていると、熱の伝導率が異なってしまい正しく検温できない可能性があります。
- 下着に触らない。下着などに当たってしまうと、熱の伝導率が異なってしまい正しく検温できない可能性があります。



◎汚れた物の処理について

- 嘔吐や下痢、血液で汚染されたお子さんの衣類等は、~~胃肠炎や腹の腫れなどの原因となる体液~~ 感染症疾患を考え、園での衣類の洗濯は行わず、ビニール袋に入れてお返しいたします。
- 下痢等で、ビニール袋に入れてお返しすることが難しい場合は、園で処分をさせていただく場合があります。ご了承ください。

◎ご自宅での衣類の消毒について

衣類に排泄物が付着している状態で洗濯機を使用してしまうと、ウイルスが洗濯機内に拡がるウイルスが付着してしまいます。

まずは使い捨て手袋とマスクを着用し、衣類についての排泄物を取り除いてから軽く水上で「浸け置き」をおこない洗濯機を使いましょう(下記参照)。

使用した容器なども消毒するとよいでしょう。

*浸け置きについて

①消毒液(下記参照)に10分程度つけ置きをしてから洗濯する。

②色落ちが気になる場合は85°C以上の熱湯で2分以上つけ置きしてから洗濯する。

<次亜塩素酸ナトリウムの希釈方法>

○次亜塩素酸ナトリウムは、全ての微生物に有効である。次亜塩素酸ナトリウムの希釈方法〈製品濃度が約6%の場合〉は以下のとおりである。なお、使用する製品の濃度を確認の上、用法・用量に従って使用することが重要である。

○次亜塩素酸ナトリウム消毒薬の希釈液は、時間が経つにつれ有効濃度が減少することに留意する。

| 消毒対象 | 調整する濃度 | 希釈法 |
|----------------------------------|-------------------|--|
| ・糞便や嘔吐物が付着した床 ・衣類等の浸け置き | 0.1% (1000ppm) | 水1Lに対して約20mL (めやすとしては、500mlペットボトルにキャップ2杯弱) |
| ・食器等の浸け置き ・トイレの便座、ドアノブ、手すり、床等 | 0.02% (200ppm) | 水1Lに対して約4mL (めやすとしては、500mlペットボトルにキャップ0.5杯弱) |

「保育所における感染症対策ガイドライン」より

◎園における与薬について

1. **医療行為に当たるため、原則として園での与薬は行いません。** 主治医の診断を受けるときは、お子様が基本的に〇〇時から〇〇時まで在園していること、及び園では原則として薬の使用が出来ない旨をお伝えの上、**なるべく朝・夕の与薬で済むよう、主治医とご相談ください。** 薬の与薬が必要な場合は【①与薬に関する主治医意見書】と【②与薬依頼書】、【薬剤情報提供書(おくすり手帳など)のコピー】をご提出ください。
2. お子様への与薬は万全を期するため【②与薬依頼書】に必要事項を記入いただき、**園児名と日付を記入した薬**に添付して園の職員へ直接手渡してください。本来は保護者の方が来園していただけた場合の原則ですが、やむを得ない場合かつ保護者の方が来園できない場合には園の担当者が保護者に代わって与薬いたします。
3. 薬はお子様を診察した医師が処方し調剤したもの、又はその医師の処方によって薬局で調剤したものに限ります。保護者の判断で持参した薬は、園では与薬できません。
4. 坐薬の使用は原則として行いません。熱性痙攣等やむを得ず使用する場合は医師からの具体的な指示書を添付してください。尚、使用に当たっては、その都度保護者の方にご連絡致しますのでご承知ください。
5. 「熱が出たら飲ませる」「咳が出たら...」「発作が起こったら...」というように症状を判断して与薬しなければならない場合、園としてはその判断ができません。その都度保護者の方にご連絡することになりますのでご承知ください。
6. 慢性の病気(気管支炎・てんかん・アトピー性皮膚炎・糖尿病などのように経過が長引くような病気)の日常における投薬や処置についてはお子様の主治医又は園医の指示に従うとともに、相互の連絡が必要となります。園にご相談ください。
7. 家庭から持参する薬について
 - (1)与薬初日に【①与薬に関する主治医意見書】、【薬剤情報提供書(おくすり手帳など)のコピー】をご提出ください。
 - (2)薬には毎回保護者の方が記入した【②与薬依頼書】を添付してください。
 - (3)薬は必ず園職員へ手渡してください。
 - (4)薬は一回ずつに分けてご用意ください。水薬も一回分ずつ容器に分けて入れてください。
 - (5)薬の袋や容器には必ず**園児名と日付**を記入してください。どちらかの記入がない場合は与薬できません。

【①与薬に関する主治医意見書】 【②与薬依頼書】 園のホームページよりダウンロードしていただけます。また、園でも用意致しております。通院の際には【①与薬に関する主治医意見書】を病院にご持参いただき、与薬が必要な場合は主治医にご記入いただきますようお願い致します。

*医師による登園許可証明が必要な感染症

登園許可証明書

園名 認定こども園ときがね幼稚園

園児名

| 病名（該当疾患に□） | 出席停止期間および登園の目安 |
|-----------------------------------|--|
| 麻疹（はしか） | 解熱後3日を経過するまで。ただし、症状により感染力が強いと認められたときは、更に長期に及ぶ場合もある |
| 風疹（3日ばしか） | 発疹が消えるまで |
| 水痘（みずぼうそう） 帯状疱疹 | すべての水疱が黒いかさぶたになるまで |
| 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで |
| 咽頭結膜熱（プール熱） | 主な症状（発熱、咽頭発赤、目の充血）が消失してから2日を経過するまで |
| 流行性角結膜炎 (はやり目) | 医師において感染の恐れがないと認められるまで (結膜炎の症状が消失してから) |
| 百日咳 | 特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌薬による治療が終了するまで |
| 腸管出血性大腸菌感染症 (O157, O26, O111等) | 医師において感染の恐れがないと認められるまで |
| 急性出血性結膜炎 | 医師において感染の恐れがないと認められるまで |
| 侵襲性髄ずい膜炎菌感染症 (髄ずい膜炎菌性髄ずい膜炎) | 医師において感染の恐れがないと認められるまで |
| | ←他の病名の場合に記入 |

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日から登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関名

医師氏名

*かかりつけ医の皆さまへ

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。

感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について登園許可証明書の記入をお願いします。

*必ずしも治癒の確認は必要ありません。登園許可証明書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

*医師の診断を受け、保護者が治癒報告書を記入する感染症。

治癒報告書

園名 認定こども園ときがね幼稚園

園児名 _____

| 病名（該当疾患に□） | 出席停止期間および登園の目安 |
|--------------------------------------|--|
| 新型コロナウイルス | 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで ※注「発症した後5日」は発症日を0日とし、翌日を1日とする 「症状が軽快した後1日」は、軽快した日を0日とし、翌日を1日とする ※陰性証明を提出する必要ありません。 |
| インフルエンザ | 発症後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまで ※注「発症した後5日」は発症日を0日とし、翌日を1日とする 「解熱した後3日」は解熱日を0日とし、翌日を1日とする |
| 溶連菌感染症 | 抗生素質治療開始後24時間経て全身状態が良ければ可 |
| マイコプラズマ肺炎 | 重篤な呼吸器症状が消失し全身状態が良いこと |
| 手足口病 | 発熱がなく（解熱後1日以上経過）、普段の食事ができること |
| 伝染性紅班（りんご病） | 発疹のみで全身状態が良い時は登園可 |
| ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等) | 嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること |
| ヘルパンギーナ | 発熱がなく（解熱後1日以上経過）、普段の食事ができること |
| RSウイルス感染症 | 重篤な呼吸器症状が消失し全身状態が良いこと |
| 帯状疱瘡 | すべての発しんか痂か皮（かさぶた）化していること |
| 突発性発疹 | 解熱し、機嫌がよく全身状態が良いこと |
| 伝染性膿庖疹（とびひ） | 皮膚が乾燥しているか、糜爛部位が被覆できる程度のものであること |
| 水いぼ | 搔きこわし傷から浸出液が出ているときは被覆すること |
| アタマシラミ | 駆除を開始していること |

医療機関名_____（ 年 月 日受診）において病状
が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので 年 月 日より
登園いたします。

年 月 日

保護者氏名 _____

*保護者の皆さまへ

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。

感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、治癒報告書の記入及び提出をお願いします。

①与薬に関する主治医意見書

年 月 日

認定こども園ときがね幼稚園

園児名：

生年月日： 年 月 日

医療機関名：

主治医名：

(印)

1. 病名：

2. くすり

1) 名称・剤型：

①

②

③

2) 使用目的：

①

②

③

3) 剤型：

飲み薬 (⑦粉薬 ①錠剤 ⑨シロップ ⑩その他)

塗り薬 (塗布部位：)

3. 薬の処方日(期間) 年 月 日 (日分)

4. 保管

室温 ・ 冷蔵庫 ・ その他 ()

5. 主治医コメント：

6. その他

②与薬依頼書

認定こども園ときがね幼稚園 園長 宛

主治医と相談の結果、医師の指示により園での保育時間における与薬が必要になりました。
については、保護者の責任において与薬の依頼をします。

(※下記の表の該当する項目に○または文章でご記入ください。)

| | | | |
|------------|---|---------------------|------------|
| クラス | | 園児名 | |
| 病名 | | | |
| 医療機関名 | | 薬剤処方日 | 年 月 日 |
| 薬品名 | ① ③ | | |
| 薬の種類 | ・粉薬 (種類) ・その他 () | ・錠剤 (種類) | ・水薬 (種類) |
| 与薬日 | 年 月 日 | | |
| 与薬回数・時間・方法 | 内服 (食前 · 食後 · 食間 (いつ 時頃) その他 (どのように (いつ 時頃) | | |
| 特記事項 | «薬の飲ませ方» < その他 () | そのまま飲ませる · 水に溶く · 砕 | |

上記の行為におきまして、何らかの新たな問題が生じたとしても、ときがね幼稚園に対して一切の責任は問いません。

保護者氏名

印

*職員記入欄

| 与薬受付職員 | 与薬記録 | | 与薬職員 | 与薬時間 |
|--------|------|---|------|------|
| | | ① | | : |
| | | ② | | : |
| | | ③ | | : |

.....<キリトリ線>.....

| 与薬受付職員 | 与薬記録 | | 与薬職員 | 与薬時間 |
|--------|------|---|------|------|
| | | ① | | : |
| | | ② | | : |
| | | | | |

| | | | | | |
|--|--|---|--|---|--|
| | | ③ | | : | |
|--|--|---|--|---|--|

ときがね幼稚園

*新しく入園される0歳児、1歳児はご提出ください。

給食食材チェック表

記入日 年 月 日

クラス 名前 オ カ月

*食物アレルギーを起こしやすい食材を中心に記載しています。ご家庭で離乳食を進めてきたと
思いますが、改めて2回以上食べているかチェックしてください。

| | 穀類 | <input checked="" type="checkbox"/> | 野菜・果物 | <input checked="" type="checkbox"/> | 野菜・果物 | <input checked="" type="checkbox"/> | 蛋白質食品他 | <input checked="" type="checkbox"/> | その他 | <input checked="" type="checkbox"/> |
|-------------------|------------|-------------------------------------|--------|-------------------------------------|------------|-------------------------------------|---------|-------------------------------------|-----------|-------------------------------------|
| 五 六 ヶ月頃 | 米 | | じゃがいも | | キャベツ | | 豆腐 | | 昆布だし | |
| | 食/や粥(粉ミルク) | | さつまいも | | ピーマン | | きな粉 | | かつおだし | |
| | うどん | | かぼちゃ | | きゅうり | | しらす | | 野菜スープ | |
| | そうめん | | 人参 | | なす | | タラ | | かたくり粉 | |
| | | | 大根 | | 白菜 | | タイ | | | |
| | | | かぶ | | クリームコーン | | メルルーサ | | | |
| | | | 玉ねぎ | | グリンピース | | ヨーグルト | | | |
| | | | 小松菜 | | さくらんぼ(缶) | | | | | |
| | | | ほうれん草 | | パインアップル(缶) | | | | | |
| | | | チングン菜 | | バナナ | | | | | |
| | | | トマト | | リンゴ | | | | | |
| | | | ブロッコリー | | みかん類 | | | | | |
| | | | | | 洋ナシ | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 七 八 ヶ月頃 | コーンフレーク | | インゲン | | ズッキーニ | | 納豆、大豆類 | | 砂糖 | |
| | マカロニ | | 絹さや | | 菜の花 | | 豆乳 | | しょうゆ | |
| | ロールパン | | もやし | | モロヘイヤ | | 鮭 | | みそ | |
| | 麩 | | にら | | アスパラ | | カジキ | | サラダ油 | |
| | | | ねぎ | | カリフラワー | | マグロ | | ごま油 | |
| | | | 里芋 | | 高野豆腐 | | ツナ水煮缶 | | ケチャップ | |
| | | | 枝豆 | | | | 鶏肉 | | バター | |
| | | | | | | | チーズ | | ジャム | |
| | | | | | | | 卵黄(固ゆで) | | 海苔、わかめ | |
| | | | | | | | おから | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 九 一 ヶ月頃 | ホットケーキ粉 | | とうもろこし | | ぶどう | | あじ | | マヨネーズ | |
| | クラッカー | | れんこん | | いちご | | いわし | | ソース | |
| | ビスケット | | セロリ | | 柿 | | さば | | 酢 | |
| | ビーフン | | オクラ | | 梨 | | さわら | | みりん | |
| | スマッシュティ | | きのご類 | | スイカ | | さんま | | 料理酒 | |
| | ナツメグ | | 切干大根 | | メロン | | ぶり | | 鶏がらスープ | |
| | | | | | もも | | ツナ油漬缶 | | コノシメ | |
| | | | | | グレープフルーツ | | ほたて缶 | | ごま | |
| | | | | | レーズン | | 豚肉 | | こんにゃく | |
| | | | | | | | レバー | | ひじき | |
| | | | | | | | 牛乳(調理用) | | 春雨 | |
| | | | | | | | | | | |
| 一 歳 頃 から | 中華麺 | | ごぼう | | 蛋白質食品他 | | | 梅干し | | |
| | | | たけのこ | | 油揚げ | | 牛乳(飲食用) | | カレー粉 | |
| | | | しょうが | | 厚揚げ | | 生クリーム | | 揚げ物 | |
| | | | にんにく | | 桜でんぶ | | 豆乳クリーム | | ※1はちみつ | |
| | | | かんぴょう | | ウインナー | | 全卵(加熱) | | ゼリー、寒天 | |
| | | | ベーコン | | えび | | | | ココア | |
| | | | ハム | | | | | | マシュマロ | |
| | | | さつま揚げ | | | | | | ブルーベリージャム | |
| | | | はんぺん | | | | | | ママレードジャム | |
| | | | かまぼこ | | | | | | りんごジャム | |
| | | | ちくわ | | | | | | いちごジャム | |
| | | | | | | | | | チョコレート | |

※1 はちみつは、1歳を過ぎてからお試しください。

幼保連携型認定こども園ときがね幼稚園 保護者と教師の会 会則

- 第1条 本会は、幼保連携型認定こども園ときがね幼稚園（以下ときがね幼稚園）の保護者と教師の会（略称PTA）と称します。
- 第2条 本会は、事務所をときがね幼稚園内に置きます。
- 第3条 本会は、幼稚園と家庭との連絡を緊密にして、幼児保育事業の円滑な運営を図ることを目的とします。
- 第4条 本会は、第3条の目的を達成するために下の事業を行います。
(1)保育事業の研究 (2)幼児保育設備の充実
(3)保育懇談会その他各種会合 (4)以上その他、幼児保育事業に必要と認められる事業
- 第5条 本会は、在園生の保護者と本園関係職員を以て会員とします。
- 第6条 ①本会に、以下の役員を置きます。
会長 1名 副会長 1名 委員 若干名
②会長、副会長及び委員の任期は1年とします。但し重任を妨げません。
③会長、副会長及び委員は役員会を構成します。
- 第7条 会長、副会長は、総会において選出します。但し役員会にその選出を委任することが出来ます。
- 第8条 ①会長の職務は会務を総理し役員会及び総会の議長となります。
②副会長の職務は、会長を補佐し、会長事故あるときは、これに代わります。
③委員は、会員の互選によって選出し、会務の企画執行に当たります。
員会は委員の中より会計2名を選出し、会計事務に当たります。
- 第9条 ①本会は、参与をおくことが出来ます。参与は、役員会の議決を経て会長が推薦します。但し総会において氏名を挙げ、議決された場合は役員会の議決を経ずとも参与とすることが出来ます。
②参与は本会の重要事項に参画し、意見を述べることが出来ます。
- 第10条 ①本会は、毎年1回総会を開き、下の事項を協議します。
(1)予算及び決算に関する事項 (2)会計及び事業の報告 (3)事業計画の審議
(4)役員の選出 (5)その他
②幼稚園理事長または園長、またPTA会長の要求ある時、及び役員会の議決により臨時総会開催の要求がある場合は臨時総会を開かなければなりません。
- 第11条 ①本会の経費は、会費、寄付金、その他をもってあてます。
②会費は、園児一人につき、定められた額を毎月納入します。
③会費の月額は、毎年年度末の役員会において決定するものとします。
- 第12条 本会会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日を以て終了します。
- 第13条 本会会則の変更は、総会において3分の2以上の賛成を得てすることが出来ます。
- 附則1 10条(現11条)一部改正 1980年度総会決会
- 附則2 第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条改正
2004年度総会決定
- 附則3 認定こども園への移行に伴い下記の変更を実施。
①会の名称を「父母と教師の会」から「保護者と教師の会」に変更。
②「ときがね幼稚園」を「幼保連携型認定こども園ときがね幼稚園」に変更。
2024年度総会にて決議変更。

幼保連携型認定こども園ときがね幼稚園利用契約書

支給認定保護者(以下、「保護者」といいます。)と学校法人東金教会学園幼保連携型認定こども園ときがね幼稚園(以下、「事業者」といいます。)とは、事業者が保護者の支給認定子ども(以下「園児」といいます。)に対して行う特定教育・保育について、以下のとおり契約を締結します。

(契約の目的)

第1条 事業者は、園児に対し、子ども・子育て支援法等の趣旨にしたがって、安心して生活できる特定教育・保育を提供し、保護者は事業者に対しその特定教育・保育に対する料金を支払います。

(契約期間)

第2条 この契約期間は、2024年4月1日から2025年3月31日までとします。

(特定教育・保育の場所)

第3条 特定教育・保育の提供場所は、千葉県東金市東金1391番地2 幼保連携型認定こども園ときがね幼稚園です。

(保育サービスの内容)

第4条 事業者は、保護者並びに園児に対して発行されている支給認定証の内容を確認した上で、特定教育・保育を提供することとします。

2 特定教育・保育の内容は、「重要事項説明書」のとおりとします。

(料金の支払い)

第5条 保護者は当該事業所が説明した「重要事項説明書」の内容について同意し、これらに定められた保護者の義務(利用者負担その他表の支払いを含む。)を履行するものとします。

(本契約に定めのない事項)

第6条 保護者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2 この契約に定めのない事項については、子ども子育て支援法その他法令の定めを尊重し、双方が誠意をもって協議の上決定します。

(裁判管轄)

第7条 この契約に関する訴訟の裁判所轄は、事業所の所在地を管轄する裁判所とします。

(重要事項説明確認)

第8条 契約の締結に当たり、事業者は保護者に対し、別に作成する重要事項説明書に基づき重要事項の説明を行い、保護者はその内容を了承したものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、保護者、事業者は記名押印の上、その1通を保有するものとします。

年　　月　　日

支給認定保護者

<住所>
市東金1391番地2

<氏名>
金教会学園
支給認定園児
野 瑛
<氏名>
認定こども園

印

事業者

<所在地>千葉県東金

<事業者名>学校法人東
<代表者> 理事長 今
<施設名>幼保連携型
ときがね幼稚園

幼保連携型認定こども園ときがね幼稚園利用契約書

支給認定保護者(以下、「保護者」といいます。)と学校法人東金教会学園幼保連携型認定こども園ときがね幼稚園(以下、「事業者」といいます。)とは、事業者が保護者の支給認定子ども(以下「園児」といいます。)に対して行う特定教育・保育について、以下のとおり契約を締結します。

(契約の目的)

第1条 事業者は、園児に対し、子ども・子育て支援法等の趣旨にしたがって、安心して生活できる特定教育・保育を提供し、保護者は事業者に対しその特定教育・保育に対する料金を支払います。

(契約期間)

第2条 この契約期間は、2024年4月1日から2025年3月31日までとします。

(特定教育・保育の場所)

第3条 特定教育・保育の提供場所は、千葉県東金市東金1391番地2 幼保連携型認定こども園ときがね幼稚園です。

(保育サービスの内容)

第4条 事業者は、保護者並びに園児に対して発行されている支給認定証の内容を確認した上で、特定教育・保育を提供することとします。

2 特定教育・保育の内容は、「重要事項説明書」のとおりとします。

(料金の支払い)

第5条 保護者は当該事業所が説明した「重要事項説明書」の内容について同意し、これらに定められた保護者の義務(利用者負担その他表の支払いを含む。)を履行するものとします。

(本契約に定めのない事項)

第6条 保護者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2 この契約に定めのない事項については、子ども子育て支援法その他法令の定めを尊重し、双方が誠意をもって協議の上決定します。

(裁判管轄)

第7条 この契約に関する訴訟の裁判所轄は、事業所の所在地を管轄する裁判所とします。

(重要事項説明確認)

第8条 契約の締結に当たり、事業者は保護者に対し、別に作成する重要事項説明書に基づき重要事項の説明を行い、保護者はその内容を了承したものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、保護者、事業者は記名押印の上、その1通を保有するものとします。

年　　月　　日

支給認定保護者

<住所>
市東金1391番地2

<氏名>

金教会学園

支給認定園児

野 瑛

<氏名>

認定こども園

事業者

<所在地>千葉県東金

印

<事業者名>学校法人東

<代表者> 理事長 今

<施設名>幼保連携型

ときがね幼稚園

個人情報使用同意書

貴園への入園に当たり、私及び私の子ども並びにその家族に係る個人情報について、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- 入園案内やホームページ等で写真を掲載すること（個人が特定されることはありません）
- 保育の様子に関し、コドモンを活用した写真付きのお知らせ配信（ときがね幼稚園のコドモン利用者のみ閲覧できます）
- 小学校への円滑な移行が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること
- 他の保育園（所）等へ転園する場合、その他兄弟が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと
- 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと

幼保連携型認定こども園ときがね幼稚園
園長 今野 瑛 様

年 月 日

住 所
児童名
保護者名
印
続 柄